

令和8年度

申込みに必要な書類は
市ウェブサイトから
ダウンロードできます



★ 平塚市保育所等利用案内



この案内には、子ども・子育て支援新制度での保育所等（保育所、認定こども園の保育部分、小規模保育事業所）の入所申込みに関する手続きや入所後に必要な手続きについて、重要なことを記載しています。内容をよく読み、必要な手続きを行ってください。

入所申込後も大切に保管してください。

～目次～

前年度からの変更点

前年度からの変更点..... p 1

申込編

1. 保育所等に申込みできる方..... p 2
2. 申込みできる施設..... p 2
3. 入所申込みから決定までの流れ..... p 3
4. 申込みに必要な書類等..... p 5
5. 入所の申込みについて..... p 10
6. 電子申請について..... p 11
7. 併願申請について..... p 13
8. 市外からの申込み・市外への申込み..... p 14
9. 入所要件別の注意事項について..... p 17
10. 保育所等申込後から入所までの注意事項について..... p 19
11. 保育所等入所後の注意事項について..... p 21
12. 入所保留であることの証明が必要な方..... p 24

資料編

1. 保育所等利用調整基準表..... p 25
2. 教育・保育給付認定申請について..... p 27
3. 幼児教育・保育の無償化について..... p 29
4. 毎月の保育料等の負担の有無..... p 31
5. 保育所・認定こども園等一覧表..... p 37
6. 子ども支援施設・保育サービスについて..... p 42

申込書記入例

- 保育所(園)等入所申込書 兼 子どものための教育・保育給付認定申請書..... p 47
- 保育所(園)等入所申込みの調査書..... p 49
- 保育所等入所に関する確認書の控え..... p 51

前年度からの変更点

内定を辞退した場合の取り扱いについて

入所内定を辞退した場合、申込みが取下げとなり、待機加点も解消されます。
詳しくはP.20をご覧ください。

育児休業からの復職に関する申立書について

育児休業からの復職で申し込む場合、申込時に復職に関する申立書を提出していただきます。

諸証明等の取扱いの変更について

令和8年4月より証明書の発行に関して、郵送代が申請者負担になります。
詳しくはP.24をご覧ください。

申込編

1. 保育所等に申込みできる方

保護者に、次に該当する「保育が必要な事由」がある場合に申し込むことができます。

就 労	居宅外・居宅内で就労をしている場合 (月に60時間以上 休憩時間含む)
妊 娠・出 産	出産前後の場合(利用期間は出産予定月の1か月前から4か月間) 1
疾 病・障 が い	ご家庭での保育が困難な病気、けが又は障がいがある場合
介 護・看 護	親族(長期入院等をしている親族を含む)を常時介護・看護している場合 (月に60時間以上)
災 害 復 旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたる場合
求 職 活 動	継続して活動(起業準備を含む)している場合 (求職活動中に入所した場合、利用期間は入所月を含んだ3か月間) 2
就 学	職業訓練校等における職業訓練を含む (月に60時間以上 休憩時間含む)
そ の 他	市長が認める場合

1 予定月から出産が遅れた場合、終期を出産月から数えて3か月後の月末までとします。

2 3か月以内に就労を開始し、「就労証明書」及び「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」(以下、「教育・保育給付認定変更申請書」という。)を平塚市役所保育課へ提出した場合、4か月目以降も継続して入所することができます。

原則として、仕事が休みの日など、「保育が必要な事由」がない場合には、ご家庭での保育をお願いします。

認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所の
一覧は37～40ページを参照してください。

2. 申込みできる施設

(1) 認可保育所

保育所等保育を実施する施設は、「保育が必要な事由(上記参照)」がある場合、保護者に代わって保育することを目的とする施設です。

(2) 認定こども園

幼稚園と保育所の機能を持ち、地域の子育て支援も行う施設です。保育時間(保育部分)については、「保育が必要な事由(上記参照)」がある場合に希望することができます。3～5歳児で昼過ぎまでの教育時間(幼稚園部分)のみの利用を希望する場合は、直接園で申込手続きをしてください。

(3) 小規模保育事業所

認可保育所や認定こども園より少人数の単位で、0～2歳児の保育が必要なお子さんを預かる施設です。2歳児クラスで卒園となります。3歳児クラス以降については、「連携施設」として設定された認可保育所等に入園することができる予定です。

3. 入所申込みから決定までの流れ

保護者の就労状況や家庭状況、保育所等の入所状況等を総合的に判断し、順次入所を決めさせていただきます。

申請書提出

受付方法は平塚市役所保育課保育担当窓口（平塚市役所本館 1階 101窓口）又は電子申請です。
下記申込受付期間中にご提出ください。

【入所申込受付期間一覧（土・日曜日、祝日、令和7年12月29日（月）～令和8年1月2日（金）を除く）】

入所希望月	申込受付期間
令和8年4月(1次申込み)	令和7年10月8日(水) ~ 令和7年11月7日(金)
令和8年4月(2次申込み)	令和7年11月10日(月) ~ 令和8年1月30日(金)
令和8年5月入所	令和8年2月2日(月) ~ 令和8年4月15日(水)
令和8年6月入所	令和8年3月2日(月) ~ 令和8年5月15日(金)
令和8年7月入所	令和8年4月1日(水) ~ 令和8年6月15日(月)
令和8年8月入所	令和8年5月1日(金) ~ 令和8年7月15日(水)
令和8年9月入所	令和8年6月1日(月) ~ 令和8年8月14日(金)
令和8年10月入所	令和8年7月1日(水) ~ 令和8年9月15日(火)
令和8年11月入所	令和8年8月3日(月) ~ 令和8年10月15日(木)
令和8年12月入所	令和8年9月1日(火) ~ 令和8年11月13日(金)
令和9年1月入所	令和8年10月1日(木) ~ 令和8年12月15日(火)
令和9年2月入所	令和8年10月1日(木) ~ 令和9年1月15日(金)
令和9年3月入所	令和8年10月1日(木) ~ 令和9年1月29日(金)

支給認定審査・利用調整

支給認定証は、保育が必要と認められた方全員へ交付します。ただし、保育が必要な事由を証明する書類が未提出の場合は、提出後に交付します。

入所の結果をお知らせするものではありません。

結果連絡

【4月1次申込み】

入所内定・保留に関わらず令和8年1月21日（水）以降に**文書**で通知します。

4月1次調整で内定を辞退した場合、再度4月2次申込みを行うことはできません。

【4月2次申込み】

入所内定・保留に関わらず令和8年3月2日（月）以降に**文書**で通知します。

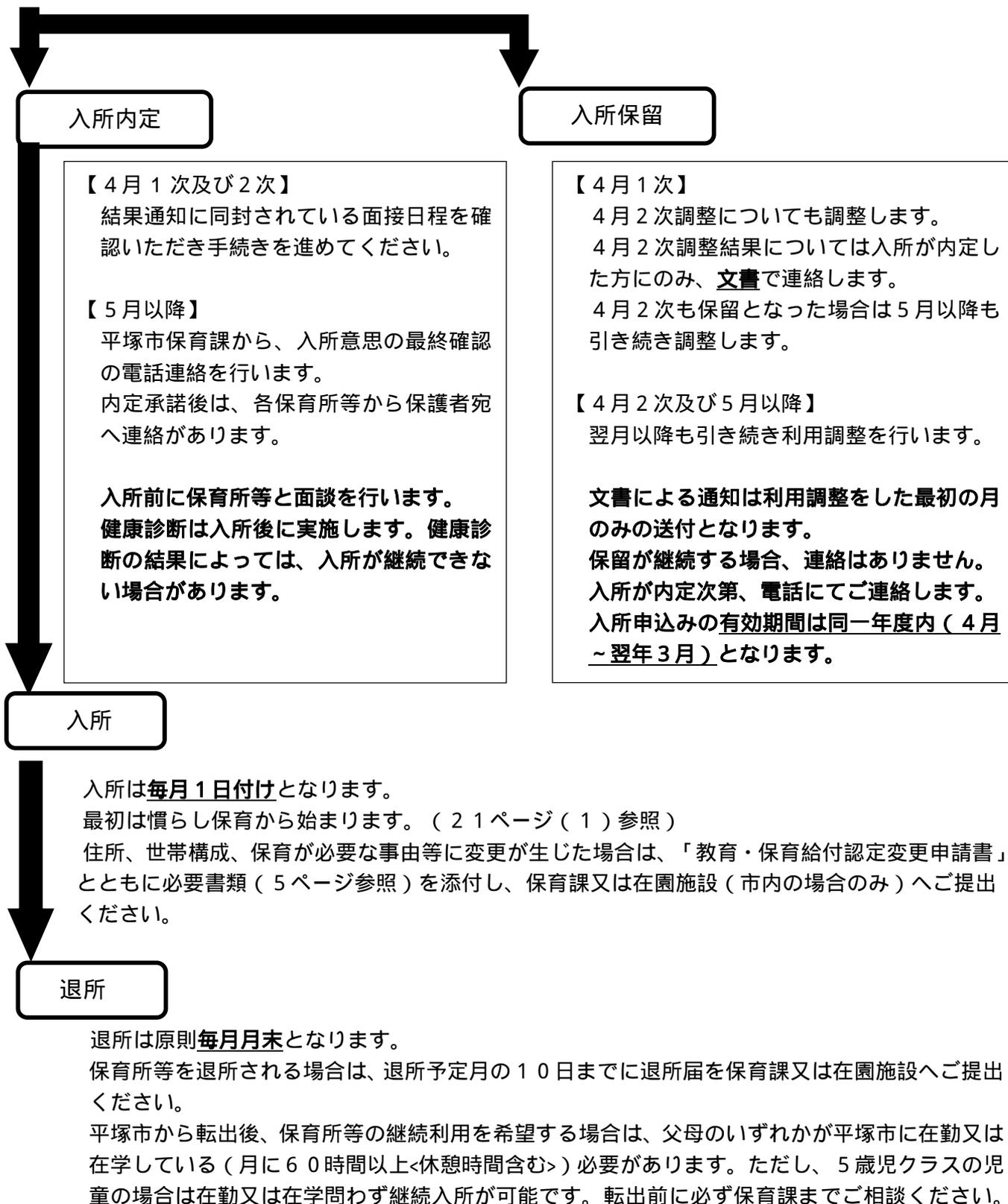
4月の利用調整の結果のお問合せはお受けできません。 通知にてご確認ください。

【5月以降】

前月20日頃に下記の方法でお知らせします。

入所が内定した方には、**電話**で連絡します。

入所が保留となった方には、**文書**で通知します。



4. 申込みに必要な書類等

(1) 全ての方が必要な書類等

	提出書類	注意点
1	保育所(園)等入所申込書 兼 子どものための教育・保育給付認定申請書	1枚で入所希望の子ども3人まで併用記入可能。 4人目以降は、2枚目にご記入ください。
2	保育所(園)等入所申込みの調査書	入所希望の子ども1人につき1枚ずつ必要
3	保育所等入所に関する確認書	1世帯につき1枚ずつ必要
4	保育が必要な事由を証明するための書類	保護者1人 1につき1枚ずつ必要 (同居中 2のパートナー及び65歳未満の祖父母も同様) 6ページの表を確認してください。
5	個人番号(マイナンバー)の記載に係る 本人確認書類	窓口に来る方(申請者)本人のものを持参してください。 9ページ参照

- 1 事実上婚姻関係がある場合及び生計を一にする場合は保護者とみなします。
- 2 住民票上世帯が別でも住所が同一の場合は、原則として同居とみなします(二世帯住宅含む)。

申込みに必要な書類の入手方法について

保育課窓口(平塚市役所本館 1階 101窓口)にご用意しています。
市ウェブサイト(申込みに必要な書類)からも入手できます。
(右の二次元コードからアクセスできます)。



育児休業からの復職予定で申し込む方

育児休業中の方は下記の注意事項をご確認のうえお申込みください。

- ・育児休業給付金や育児休業の延長手続きの際に、入所申込書の写し(表裏両面)が必要となる場合がありますので、必要な方はお申込みの前に写しの保管をお願いします。
- ・「今すぐ入所を希望」か「育児休業の延長を許容できる」かの確認欄を「保育所(園)等入所申込書 兼 子どものための教育・保育給付認定申請書」内に設けています。
- ・「今すぐ入所を希望」にした場合でも、利用調整の結果、希望時期に入所できず保留(待機)となる可能性もあります。
- ・「育児休業の延長も許容できる」を選択した場合は、利用調整の際、基準点数を0点で調整しますが、入所内定となる場合があります。
- ・申込時に「復職に関する申立書」を提出していただきます。

保育が必要な事由を証明するための書類（有効期間は証明日から6か月間）

ただし、令和8年4月申込みについては令和7年9月以降の証明日を有効とします。

保育が必要な事由	提出書類
就 労	<p>お勤めの方（法人格を有する自営業の方を含む） 就労証明書 就労証明書の証明日が、就労開始日以前の場合内定の扱いとなります。就労開始後に再度就労開始日以降の日付で記入された就労証明書をご提出ください。</p>
	<p>自営業の方 就労証明書 直近の「所得税の確定申告書（第一表及び第二表）」の写し 税務署への電子申請による、確定申告書の写しと受理の記録がわかるものを提出してください。電子申請をせずに提出した場合には、事業の実績がわかるものを別途提出していただくことがあります。 開業してから確定申告時期を迎えていない場合は、「個人事業の開業届出書」の写し又は「営業許可証」の写しを添付してください。 開業年度以降で確定申告を行っていない場合は、直近3か月分の他者との取引等がわかるもの（請求書や納品書）の写しを添付してください。 内職の場合は、「納品書」などの実績のわかる書類を添付してください。 就労証明書の証明日が、就労開始日以前の場合内定の扱いとなります。就労開始後に再度就労開始日以降の日付で記入された就労証明書をご提出ください。</p>
妊 娠 ・ 出 産	母子健康手帳の写し（保護者氏名・生年月日と分娩予定日が記載されているページ）平塚市交付の母子健康手帳の場合1ページと4ページ 「妊娠・出産」理由での保育所等入所申込みに係る同意書
疾 病 ・ 障 が い	医療機関が証明する診断書（市様式）又は障害者手帳の写し（両面）
介 護 ・ 看 護	介護・看護を受ける方の医療機関が証明する診断書、障害者手帳、介護保険被保険者証又は介護の認定結果通知書の写し 介護・看護をする方の1日の介護・看護スケジュール
災 害 復 旧	り災証明書
求 職 活 動	就労先が決定次第、速やかに就労証明書を提出してください。
就 学	学生証（在学証明書）の写し〔学校名、氏名及び有効期間の記載部分〕 在学中の時間割表の写し
そ の 他	事実を証明するための書類

保育が必要な事由を明らかにするため、必要に応じて、関係書類を提出していただくことがあります。

(2) 利用者負担額(保育料及び副食材料費以下保育料等という)を決めるために必要な書類

次の～のいずれかに該当する場合は、必要な書類を提出してください。

市民税が未申告の方

令和7年度の市民税額が未確定の方は税申告を済ませ、次のいずれかの書類を提出してください。

「令和7年度市民税・県民税申告書」の控え

区市町村により名称は異なる場合があります

「令和7年度市民税・県民税課税(非課税)証明書」の写し

区市町村により名称は異なる場合があります

税申告先は平塚市役所市民税課(電話 0463-21-8766(直通))へお問合せください。

市民税額が未確定の方は、保育料等を最高階層(最高額)で請求します。

(保育料算定表は35、36ページ参照)。

利用者負担額を決めるために必要な書類は、令和8年9月入所申込みから次年度分(令和8年度分)へ切り替わります。

収入がない方(主婦、無職、育児休業等)であっても、原則市民税の申告は必要です。

生活保護を受けている方

入所申込時に、次の書類を提出してください。

「生活保護受給証」の写し又は「生活保護受給証明書」

住民票の同一世帯に障害者手帳等をお持ちの方がいる方

年収が360万円未満相当の世帯において、同一世帯に障害者手帳等をお持ちの方がいる場合は保育料等を軽減する場合がありますので書類を提出してください。

該当する方の「身体障害者手帳」、「療育手帳」又は「精神障害者保健福祉手帳」の写し

海外から平塚市内へ転入した方

海外に在留時、収入があった場合は当時の収入を基に保育料等を算定するため、給与明細等の収入を証明できる書類を提出してください。提出が必要となる期間についてはお問合せください。

保育所等の施設を利用している就学前の児童がいる方

保育所等への入所を希望する児童と同一世帯に、次の施設に在籍している就学前の児童がいる場合、保育所等入所後2人目以降の保育料等を軽減します。

【多子軽減対象施設】 認可保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育施設、地域型保育、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部

特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に在籍している就学前（小学校入学前）の児童がいる場合は、次の書類を提出してください（申請書に在籍中の施設の証明を受けてください）。

保育所等保育料多子軽減申請書・・・この申請書は平塚市役所保育課にあります。
認可保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育施設、地域型保育に入所している場合は、提出する必要はありません。

住民票上の別世帯に保護者の「子」に該当する被扶養者がいる方

年収が360万円未満相当の世帯において、第2子以降の保育料等を軽減する場合があります。

別世帯に「子」に該当する被扶養者がいる場合は、次の2点の書類を提出してください。

生計を一にする別世帯の子の住民票

「子」を扶養していることが確認できる書類の写し（健康保険証等、扶養事実が分かる書類の写し）

(3) 個人番号(マイナンバー)の記載に係る本人確認書類

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)及び、子ども・子育て支援法施行規則の規定に基づき、支給認定申請書にマイナンバーを記載いただくとともに、本人確認及び個人番号確認が必要となりますので、次の、の書類をご持参ください。

番号確認に必要な書類	本人確認に必要な書類
個人番号カード(マイナンバーカード)は、を兼ねることができます。	
又は次のいずれか1点提示 ・マイナンバーが記載された住民票の写し、又は住民票記載事項証明書 通知カード(カードの券面記載事項(住所や氏名など)が住民登録と一致している必要があります) 下記参照	又は次のいずれか1点提示 ・運転免許証 ・パスポート ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・身体障害者手帳等 次の書類の場合には、2点提示が必要となります。 ・有効な健康保険証 ・資格確認証 ・児童扶養手当証書 ・介護保険被保険者証 ・特別児童扶養手当証書 ・国民年金手帳

注意 保護者の代理人(祖父母等)が申請書を提出する場合は、上表「番号確認に必要な書類」は保護者(申請者本人)のものを持参してください。「本人確認に必要な書類」は、代理人のものを持参してください。

・個人番号カード(マイナンバーカード)

個人番号カード(マイナンバーカード)とは、本人が市町村に交付を申請し、通知カードと引換えに発行されるカードです。【樹脂製のカード】



・通知カード

通知カードが令和2年(2020年)5月25日に廃止となりました。通知カードをマイナンバーの証明として使用するためには、カードの券面記載事項(住所や氏名など)が住民登録と一致している必要があります。なお、廃止後も通知カードに記載されている数字12桁の個人番号(マイナンバー)は、変わりません。



5. 入所の申込みについて

(1) 受付時間 8:30から17:00まで

(2) 受付場所 保育課窓口(平塚市役所本館 1階 101番窓口)
又は電子申請(詳細は11~12ページにてご確認ください。)

入所申込みは窓口又は電子申請での対応となります。郵送での受付はしていませんのでご注意ください。

(3) 受付期間 **令和8年4月入所希望の1次申込受付期間**
令和7年10月8日(水)~11月7日(金)

(以下受付期間は全て土・日曜日、祝日を除きます)

1次受付期間に間に合わない場合の2次申込受付期間 令和7年11月10日~令和8年1月30日

令和8年5月以降入所希望 3ページ申込み受付期間一覧をご覧ください

(4) 受付窓口事前予約(令和8年4月入所1次申込受付期間)

令和7年10月8日(水)~11月7日(金)の期間は、窓口の事前予約ができます。
令和7年10月1日(水)から、下記ウェブサイトにて10日後まで窓口予約が可能
となります。

(当日分の窓口予約はできません)

【予約サイト】平塚市役所 窓口情報案内 事前予約 (下の二次元コードからアクセスできます)
<https://hiratsuka.madoguchi.website/reserveFrameSelect/?jsessionid=87EA4E87323535DA9233A22CC4DE8EF7>



10、11月は窓口が大変混み合います。先着順に入所を決定するわけではありませんので、受付期間中に窓口予約の上でお越しください。

予約開始時刻までに窓口にお越しください(例:8時30分~8時50分の枠で予約している場合、8時30分までにお越しください)。状況により、予約時間にお呼び出しできない場合があります。

令和7年10月8日(水)~令和7年11月7日(金)(土・日・祝日を除く)の窓口予約は、令和8年4月入所の申込書類提出の方のみとさせていただきます。

上記期間に令和8年4月入所の申込書類提出以外の用件がある方は予約せずにお越しください。

予約していなくても入所申込みは可能ですが、当日の受付順にお呼び出しするため、待ち時間が長くなる可能性があります。

注意 ・保護者の代理人(祖父母等)が申請書を提出する場合は、委任状及び保護者(入所申込書の申請者欄に氏名を記載した方)本人と代理人の本人確認書類が必要となります。9ページ参照

6. 電子申請について

神奈川県と県内市町村等が共同で運営を行っている電子申請システム e-kanagawa で、保育所等入所申込等各種手続きをオンラインで申請できます。

電子申請には e-kanagawa への登録及び署名用電子証明書が搭載された申請者本人のマイナンバーカードが必要です。

令和 8 年度版（令和 8 年 4 月入所申込及び転園申込み）は、**令和 7 年 10 月 8 日（水）**から各申込受付期間（3 ページ参照、申込締切日は 17：00 まで）に申請が可能となります。

【申請する際の注意点】

- ・署名用電子証明書が搭載された申請者本人のマイナンバーカードの読取りと暗証番号の入力が完了しないと、電子申請ができません。

署名用電子証明書の暗証番号は、マイナンバーカードを受け取る際に設定した数字と大文字アルファベットの両方を入れた 6～16 桁の暗証番号です。

- ・「平塚市民の方で平塚市以外の保育所等を申し込む場合」及び「平塚市外にお住まいの方で平塚市内の保育所等を申し込む場合」電子申請はできません（14～16 ページ参照）。
- ・申込日は、電子申請を行う日にちで登録してください（初期入力値から変更不要です）。
- ・保育が必要な事由を証明するための書類は、添付必須となります（求職活動を除く）。
- ・添付可能なファイルサイズの上限は合計で 20 MB、対応形式は pdf / png / tif / gif / tiff / jpeg / jpg / excel / word です。

【電子申請サイト】

- ・下記電子申請サイトの該当箇所からアクセスしてください。

平塚市役所トップページ

届出等のデジタル支援 オンラインで申請・届出などができる手続一覧 保育課

https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/keikaku/page81_00040.html

（右の二次元コードからアクセスできます）



【電子申請ができる手続】

- （1）【令和 8 年度版】保育所（園）等入所申込み 令和 7 年 10 月 8 日（水）から新規に認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所（2号又は3号）を希望する。
- （2）【令和 8 年度版】保育所（園）等転園申込み 令和 7 年 10 月 8 日（水）からすでに2号又は3号で認可の保育所、認定こども園、小規模保育事業所に在園していて転園を希望する。
- （3）支給認定の変更及び再交付申請【2号・3号】
世帯の状況や保育を必要とする事由等に変更がある。
- （4）支給認定の申請【1号・新1号・新2号・新3号】
幼稚園や認定こども園の幼稚園部分及び預かり保育、認可外保育施設、保育所等の一時預かりを利用する方で無償化の認定を希望する。（29～30 ページ参照）

(5) 【令和8年度】保育所(園)等申込変更申請

希望園、兄弟姉妹で申請する際の条件、育児休業に伴う入所意思を変更する。
マイナンバーカードは不要です。

(6) 不足・不備書類の提出

保育所(園)等入所申込み、支給認定の変更及び再交付申請等に関する不足・不備書類を提出する。
マイナンバーカードは不要です。

【申請の流れ】

e-kanagawa へアクセス 申請手続きの選択

必要な手続きを選択してください。

利用者情報登録 ログイン

氏名、住所、電話番号、メールアドレス等を登録してください。

申請内容の入力

必要項目の入力、証明書類のデータ添付をしてください。

マイナンバーカード読取り 署名用電子証明書暗証番号入力

署名用電子証明書の読取りに対応した IC カードリーダー又はスマートフォンが必要です。

申請内容送信

登録メールアドレス宛に整理番号とパスワードが届きます。

担当課で申請内容確認 受付

受付完了後、メールにてお知らせします。受付状況については、e-kanagawa の「申込内容照会」から確認することができます。
申込状況の変更等ある場合は、期日までに必要書類を窓口又は電子申請にてご提出ください。

【不足・不備書類がある方について】

不足・不備の内容についてメールでご連絡します。必ずメール本文をお読みください。
期日までに書類の再提出がない場合は、書類不備として利用調整します。不足・不備書類は、窓口又は電子申請でご提出ください。

結果連絡

3 ページ「結果連絡」と同様にご連絡します。

7. 併願申請について

【令和8年4月申込みと令和7年11月以降申込みの併願について】

下記の期間は、令和8年4月申込みと令和7年11月以降の申込みを同時に行うことができます。希望される場合は、申請書類提出時に窓口でお伝えください。

なお、併願する場合は「保育所(園)等入所申込書 兼 子どものための教育・保育給付認定申請書」のみ令和7年度分と令和8年度分で1部ずつご用意ください。それ以外の申込書類については令和8年度版で1部用意ください。

電子申請で申し込む場合は一度の申請で併願ができません。それぞれの年度ごとに申請してください。

【併願期間一覧 土・日曜日、祝日、令和7年12月29日(月)～令和8年1月2日(金)を除く】

申込受付期間	申込希望月
令和7年10月8日(水) ～令和7年10月15日(水)	令和7年11月申込 令和7年12月申込 令和8年4月1次申込 + 令和8年1月申込 令和8年2月申込 令和8年3月申込
令和7年10月16日(木) ～令和7年11月7日(金)	令和7年12月申込 令和8年1月申込 令和8年4月1次申込 + 令和8年2月申込 令和8年3月申込
令和7年11月10日(月) ～令和7年11月14日(金)	令和7年12月申込 令和8年1月申込 令和8年4月2次申込 + 令和8年2月申込 令和8年3月申込
令和7年11月17日(月) ～令和7年12月15日(月)	令和8年1月申込 令和8年4月2次申込 + 令和8年2月申込 令和8年3月申込
令和7年12月16日(火) ～令和8年1月15日(木)	令和8年2月申込 令和8年4月2次申込 + 令和8年3月申込
令和8年1月16日(金) ～令和8年1月30日(金)	令和8年4月2次申込 + 令和8年3月申込

8. 市外からの申込み・市外への申込み

【平塚市民の方で平塚市外の保育所等を申し込む場合】

(1) 申込みについて

- ・ 申込日時点で平塚市に住民票がある場合は、原則平塚市に書類を提出してください。平塚市から申込みを希望する区市町村に郵送しますので、希望する保育所等がある区市町村が設定する締切日の1週間前までにご提出ください。郵送に時間がかかる場合がありますので、早めの提出にご協力ください。
- ・ ただし、申込みを希望する区市町村に対して直接申込みが可能であることを事前に確認している場合は平塚市への書類等の提出及びご連絡は不要です。
- ・ 申込みに必要な書類や申込締切日、申込前に希望施設を見学する必要があるかどうかなどについて、申込みを希望する区市町村に必ずご確認ください。

受付場所 平塚市役所保育課保育担当窓口（平塚市役所本館 1階 101番窓口）
 受付期間 希望する保育所等がある区市町村が設定する締切日の1週間前まで
 必要書類 下記のとおり

平塚市外への転出予定	必要書類
あり	転出先の区市町村が指定する申請書類一式 平塚市の様式で提出が必要な書類はありません
なし	保育所（園）等入所申込書 兼 子どものための教育・保育給付認定申請書 保育所（園）等入所申込みの調査書 保育所等入所に関する確認書 保育が必要な事由を証明するための書類 個人番号（マイナンバー）の記載に係る本人確認書類（窓口でご提示ください） 復職に関する申立書（育児休業からの復職の方） 申込みを希望する区市町村が求める書類 ~ に関しては原則平塚市の様式でご用意ください。

(2) 利用調整及び結果の送付について

- ・ 利用調整は申込希望の区市町村で行います。希望園の空き状況や調整の基準等は申込みを希望する区市町村に直接ご確認ください。
- ・ 結果については、原則平塚市保育課より通知しますが、結果確定時点で転出手続きが完了している場合は、転出先の区市町村より直接通知されます。

(3) 平塚市から転出後の手続きについて

- ・ 住民異動の手続き後、転出先区市町村の保育所等入所関係担当課で再度お手続きが必要な場合があります。事前にご確認いただきご対応ください。
- ・ 本市の認可保育所等に在籍中の方で、本市転出後も転出先の区市町村の保育所等が決まるまで継続利用を希望される場合は、必ず事前にご相談ください。保護者のいずれかが平塚市内で月に60時間以上（休憩時間含む）就労又は就学していることが必要です。ただし、5歳児クラスの児童の場合は保護者の就労又は就学先問わず入所継続可能です。

【平塚市外にお住まいの方で平塚市内の保育所等を申し込む場合】

(1) 申込みについて

- ・ 次のいずれかに該当する場合は平塚市内の保育所等への入所申込みが可能です。
平塚市に転入予定がある
 保育所等へ入所が内定した月の前月末までに平塚市へ転入手続きが必要です。
父母のいずれかが平塚市内で在勤・在学しているまたは在勤・在学予定月に60時間以上(休憩時間含む)就労又は就学していることが必要です。
平塚市で里帰り出産する
 保育を必要とする事由が「妊娠・出産」の期間のみ申込みが可能です。
- ・ 申込日時点で平塚市に住民票がない場合は、原則現在お住まいの区市町村の窓口へ申請書類一式をご提出ください。締切日までに平塚市に書類が届いている必要があります。何日前までに提出が必要か現在お住まいの区市町村担当課にご確認ください。
 ただし、現在お住まいの自治体から直接申し込むよう指示があった場合は、平塚市保育課保育担当(TEL: 0463-21-9612)までお問合せください。

<u>転入予定あり</u>	必要書類の「平塚市へ転入することを証明する書類」(賃貸契約書等)の引き渡し日(契約期間の始期)の翌月からの申込みが可能です。契約書の内容から引き渡し日に変更があった場合は、別途、変更後の日付がわかるものをご提出ください。
<u>在勤・在学要件</u>	平塚市内で月に60時間以上の就労又は就学を始める月から申込みが可能です。 就労証明書の就労先住所が平塚市になっていることを必ずご確認ください。
<u>里帰り出産</u>	出産予定月の前月から4か月間の申込みが可能です。

受付場所 申込日時点でお住まいの区市町村の保育所入所申込窓口
 受付期間 平塚市が設定する申込受付期間(必着)(3ページ参照)
 必要書類 下記のとおり

平塚市内への転入予定	必要書類
あり	保育所(園)等入所申込書 兼 子どものための教育・保育給付認定申請書 保育所(園)等入所申込の調査書 保育所等入所に関する確認書 保育が必要な事由を証明するための書類 転入に関する申立書 平塚市へ転入することを証明する書類(賃貸契約書等) 課税証明書等区市町村民税のわかるもの(任意) 復職に関する申立書(育児休業からの復職の方) については、転入後の住所、契約者名、引き渡し日(契約期間)が記入されている必要があります。金額等は隠していただいて構いません。
なし	お住まいの区市町村が指定する申請書類一式

現在お住まいの区市町村で認可保育所等に在園している児童についても「転園申込書」ではなく上記書類でご準備ください。

(2) 利用調整及び結果の送付について

- ・利用調整は平塚市で行います（調整基準については25～26ページ参照）。
- ・「父母のいずれかが平塚市内で在勤・在学しているまたは在勤・在学予定の方」及び「平塚市で里帰り出産する方」については、市内在住者（平塚市への転入予定者含む）及び平塚市内の認可保育所等で保育士・保育教諭として勤務（内定含む）している方の調整を終えた後に調整となります。
- ・新年度4月申込みにおいては、提出日にかかわらず「父母のいずれかが平塚市内で在勤・在学している又は在勤・在学予定の方」及び「平塚市で里帰り出産する方」は4月2次申込みからの調整となります。ただし、平塚市内の認可保育所等で保育士・保育教諭として勤務（内定含む）している方は、市民の方や転入予定の方と同様に4月1次調整の対象です。
- ・結果については、原則お住まいの区市町村へ回答し、お住まいの区市町村から保護者へ通知されます。

(3) 平塚市転入後の手続きについて

- ・転入予定ありでの申込みの方が保育所等への入所が内定した場合は、内定した月の前月末までに、平塚市への住民異動の手続きが必要となります。平塚市役所市民課（平塚市役所本館1階 108番窓口）での住民異動の手続き後、必ず平塚市役所保育課保育担当窓口（平塚市役所本館1階 101番窓口）までお立ち寄りください。上記手続きが期日までに確認できない場合は、入所が取り消しとなる場合があります。

医療証等手当の手続きとは異なりますのでご注意ください。

【よくある質問】

Q 1	申込書に記載する住所は転出前と転出後どちらを記載すればよいか。
A 1	転出前（現住所）でご記載ください。
Q 2	新居を建築中で番地等が決定していないが申込みはできるか。
A 2	番地が決まっていなくても申込みは可能です。転入に関する申立書内の転入先住所については決まっている箇所までご記入ください。
Q 3	申込締切日までに転入を証明する書類（賃貸契約書等）が間に合わないがどうしたらよいか。
A 3	申込締切日までに提出されない場合は、書類不備として減点した形での調整となります。
Q 4	転入予定があるが現在住んでいる区市町村の申込書類でも受け付けてもらえるか。
A 4	受付は可能ですが、「転入に関する申立書（平塚市様式）」及び「平塚市へ転入することを証明する書類」は現在お住まいの区市町村の書式と合わせて提出してください。また、本市転入後に平塚市の書式で再度申込書類一式の提出が必要になります。

9. 入所要件別の注意事項について

(1) 「求職活動」要件で入所申込みする方

【保育所等に入所する前に就労先が内定又は就労を開始した場合】

- ・「就労証明書」及び「教育・保育給付認定変更申請書」を平塚市役所保育課へ提出してください。
- ・「就労が内定している」状況で「就労証明書」を提出した場合、入所月の翌月15日までに就労開始していただくとともに、就労開始後に再度就労開始日以降の日付で証明を受けた「就労証明書」を提出してください。

【保育所等に入所後、求職活動をする場合】

- ・求職活動要件の利用期間(最大)は3か月間になります。入所した月から数えて3か月の間に就労を開始し、「就労証明書」及び「教育・保育給付認定変更申請書」を提出してください。就労による入所要件を満たしていることが確認でき次第、4か月目以降も継続して利用できます。
- ・入所した月から数えて3か月の間に就労を開始できない場合、退所していただくこととなります。

就労により、保育標準時間が必要になる場合は、前月までに申請してください(月途中からの変更はできません)。

(2) 「就労先が内定している」状況で入所申込みする方

【保育所等に入所する前に就労を開始した場合】

- ・就労開始日以降に就労先の証明を受けた「就労証明書」を提出してください。

【保育所等に入所後、就労を開始する場合】

- ・入所月の翌月15日までに就労を開始してください。また、就労実績を確認するため就労開始日以降に就労先の証明を受けた「就労証明書」を提出してください。
- ・保育所等の入所が内定したが、就労を開始する前に就労の内定が取り消しになった又は就労先の内定を辞退した場合(就労予定先で働かなくなった場合)、「求職活動」要件に変更して、保育所等に入所することはできません。入所日の翌月15日までに、申込時に提出した「就労証明書」と同じ就労先・契約内容で就労を開始しない場合、退所していただくこととなります。

(3) 「就労」要件で入所申込みする方

- ・就労先が変わった、就労時間や就労日数が増減したなど、就労証明書の内容に変更がある場合は、「就労証明書」を提出してください。

(4) 「復職予定」で入所申込みする方

- ・ 保育所等に入所後、翌月15日までに復職してください。また、復職後、入所翌月末までに実際の復職日が記入された「就労証明書」を提出してください。
- ・ 保育所等の入所が内定したが、復職せずに退職した場合、「求職活動」要件に変更して、保育所等に入所することはできません。入所日の翌月15日までに、申込時に提出した「就労証明書」と同じ就労先・契約内容で就労を開始しない場合、退所となります。
- ・ 上の子が育児休業を理由に保育所等を利用している場合、下の子が1歳に達した翌日以降の保育所等の入所が内定したにもかかわらず、その内定を辞退した場合、上の子は退所となります。
- ・ 転職の予定がある場合、復職の要件で申し込むことができません。

(5) 「妊娠・出産」要件で入所申込みする方

- ・ 妊娠・出産要件の利用期間は、出産予定月の1か月前から数えて4か月間になります。
出産が予定月から遅れた場合、終期を出産月から数えて3か月後とします。
- ・ 申込中(入所保留中)に利用期間が終了した後も保育所等への入所を希望する場合は、改めて別の要件による申込みが必要になります。「教育・保育給付認定変更申請書」と「保育が必要な事由を証明するための書類」(6ページ参照)を提出してください。

10. 保育所等申込後から入所までの注意事項について

(1) 希望園の追加・変更について

- ・申込書に記入した希望園の追加・変更、希望順の変更は、毎月の締切日まで受付します。
- ・変更を希望する場合は、各月締切日までに保育所（園）等申込変更申請書を窓口又は電子申請にてご提出ください。電話での受付はできません。

(2) 申込時と保育が必要な事由が変わった場合

- ・申込中（入所保留中）に、申込時点で提出した書類や「保育が必要な事由」に変更があった場合は、「保育が必要な事由を証明するための書類」（6ページ参照）を、毎月の締切日までに提出してください。
- ・締切日を過ぎて提出された書類は、次回以降の調整で有効となります。

申請書は平塚市役所保育課にあります。また、市ウェブサイト（申込みに必要な書類）からダウンロードできます。

【就労先を辞めた(退職した)方】

- ・就労先を辞めた（退職した）場合は、すみやかに平塚市役所保育課へご連絡ください。
- ・保育所等の入所が内定したが復職せずに退職した、就労先の内定が取り消しになった又は就労先の内定を辞退した場合(就労予定先で働かなくなった場合)は、「求職活動」要件に変更して、保育所等に入所することはできません。入所日の翌月15日までに、申込時に提出した「就労証明書」と同じ就労先・契約内容で就労を開始しない場合、退所していただくこととなります。

(3) 住所、氏名及び家族構成が変更になった場合

- ・「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」に変更内容を記載し、提出してください。
- ・再婚・祖父母との同居等で新しい保護者の方と同居することになった場合は、これらの方の「保育が必要な事由を証明するための書類」（6ページ参照）を提出してください。

(4) 入所の必要がなくなった場合

- ・申込中（入所保留中）に、入所の必要がなくなった場合は、すみやかに平塚市役所保育課へご連絡ください。

(5) 翌年度（4月以降）も保育所等の申込みを希望する場合

- ・入所申込の有効期間は同一年度内（4月～翌年3月）となります。
- ・翌年度（4月以降）については、改めて申込みが必要となります。

(6) 収入がなかった方へ

- ・ 保育料等は、保護者（父母）の区市町村民税額の合計により算定します。
- ・ 収入がない方（主婦、無職、育児休業中等）であっても、原則市民税の申告が必要です。
- ・ 市民税が未確定の場合は、保育料等を最高階層（最高額）で請求することになります。（保育料算定表は 35 , 36 ページ参照）

(7) 内定を辞退した場合

- ・ 入所内定を辞退した場合、申込みは取下げとなり待機加点も解消されます。翌月以降も入所調整を希望する方は、改めて申込手続きが必要になります。なお、辞退した場合、保留通知書は発行されません。

1.1. 保育所等入所後の注意事項について

(1) 慣らし保育

- ・子どもが、入所した保育所等に慣れるまでの間は、短い時間での保育となります。個人差はありますが、入所してからおおむね2週間～4週間位で1日保育となります。「慣らし保育」は不慣れな環境によるストレスから子どもを守る大切な時間ですので、ご承知おきください。
- ・転園した子ども（小規模保育事業所から連携園への異動を含む）も慣らし保育を行います。

(2) 保育所等の入所期間

- ・保育所等へ入所できる期間は、就学前までです。ただし、入所の要件を継続して満たしていることが必要です。入所の要件（2ページ参照）を満たしていない場合、退所していただくこととなります。
- ・2か月に1回以上登園がない場合も退所していただくこととなります。
- ・求職活動要件で入所した方：入所した月から数えて3か月間
- ・出産を理由として入所した方：出産予定月の1か月前から数えて4か月間
■ 出産が予定月から遅れた場合、終期を出産月から数えて3か月後とすることも可能ですので、ご相談ください。

(3) 延長保育

- ・通常保育の時間外で保育所等を利用した場合、延長保育料が毎月の保育料等と別に発生します。（43～46ページ参照） 支払い方法は、入所している保育所等に確認してください。通常保育の時間については、28、37～40ページに記載してあります。

(4) 翌年度（4月以降）も保育所等の継続利用を希望する場合

- ・毎年10～11月頃に次の書類を提出してください。詳細は入所している保育所等よりお知らせします。「保育を必要とする事由を証明するための書類」（6ページ参照）、「継続入所申込書」（園より配付）

(5) 就労先を退職し、改めて就労先を探す場合

- ・保育所等に入所後、就労先を退職した場合、すみやかに平塚市役所保育課にご連絡ください。あわせて、求職活動要件へ変更するために「教育・保育給付認定変更申請書」と退職日のわかる書類（退職証明書、離職票の写し等）を提出してください。
- ・求職活動要件の利用期間は退職した月の翌月から数えて3か月間です。この間に新しい就労先で就労を開始し、「就労証明書」（6ページ参照）と「教育・保育給付認定変更申請書」を提出してください。

(6) 住所、氏名及び家族構成が変更になった場合

- ・「教育・保育給付認定変更申請書」に変更内容を記載し、提出してください。
- ・家族構成に変更があった際（再婚・離婚・祖父母との同居等）、保育料等を変更する場合があります。
その場合、「利用者負担額を決めるために必要な書類」（7～8ページ参照）を提出してください。
- ・再婚等で新しい保護者の方と同居することになった場合等は、その方の「保育が必要な事由を証明するための書類」（6ページ参照）を提出していただきます。

(7) 退所

- ・平塚市外へ転出などで退所する場合、退所予定月の前月10日までに必ず平塚市役所保育課又は入所している保育所等へ「退所届」を提出してください。なお、退所は原則、月末日となります。
- ・「退所届」の提出が遅れると翌月分の保育料等をお支払いいただくことがあります。

(8) 転園希望

- ・3ページの申込受付期間中に「転園申込書」を平塚市役所保育課へ提出してください。
- ・「転園申込書」は平塚市役所保育課にあります。市ウェブサイト（申込みに必要な書類）からダウンロードもできます。
- ・転園が内定した場合、現在の施設は継続できません。辞退した場合は、退所となります。
- ・転園が決まった場合、現在の施設に1度退所届を提出してください。
- ・小規模保育事業所を卒園後に、連携施設以外の施設に入所を希望する場合は、転園申込みとは異なり、新規入所申込みが必要となります。その場合、卒園後の連携施設への入所枠は確保されません。

(9) 市外転出後、同じ保育所等への入所継続を希望する場合

- ・平塚市外へ転出した後も、同じ保育所等で入所を継続するためには、保護者のいずれかが平塚市内で月に60時間以上（休憩時間含む）就労又は就学していることが必要です。ただし、5歳児クラスの児童の場合は保護者の就労又は就学先問わず入所継続が可能です。転出する際には、必ず平塚市役所保育課までご連絡ください。
- ・平塚市外へ転出後は、転出先の区市町村で改めて入所申込みが必要になります。

(10) 入所後に妊娠した場合

- ・ 出産予定日を確認後、母子健康手帳の写し〔保護者氏名・生年月日と分娩予定日が記載されているページ〕（平塚市交付の母子手帳の場合1ページと4ページ）を提出してください。出産予定月の1か月前から数えて4か月間は、子どもの入所が継続できます。
- ・ 予定月から出産が遅れた場合、終期を出産月から数えて3か月後とします。
（例）5月出産予定だったが6月に出産した 4月～8月まで入所継続が可能
- ・ 妊娠・出産要件期間終了後も継続して入所を希望する場合は、改めて入所の要件が必要になります。「保育が必要な事由を証明するための書類」（6ページ参照）と「教育・保育給付認定変更申請書」を提出してください。

(11) 「育児休業」要件で継続利用する場合

- ・ 妊娠・出産要件期間終了後に育児休業要件で継続して入所を希望する場合は、育児休業期間が証明された「就労証明書」及び「教育・保育給付認定変更申請書」を提出してください。
育児休業要件の利用時は「保育短時間」の認定で、期間は次のとおりとなります。

【育児休業要件で継続利用できる期間について】

下の子が1歳に達する月の月末までは上の子の継続利用ができます。
下の子の保育所等入所申込みをしたが、入所できなかった場合には、下の子が最大2歳に達する月の月末までは上の子の継続利用ができます。
上の子が5歳児クラスに在籍している場合、育児休業中であれば卒園まで継続利用ができます。

注意

下の子が1歳に達した翌月以降の申込みを行い、保育所等の入所が内定したにもかかわらず、その内定を辞退した場合や申込みを取り下げた場合、上の子は退所となります。

注意

育児休業の要件から求職活動の要件に切り替えることはできません。



(12) 荒天時の送り迎えについて

- ・ 台風・大雨等が想定される場合、子どもの安全を最優先とし、保育所等の開園が遅れることや速やかに保育所等へお迎えをお願いすることなどがあります。ご理解とご協力をお願いします。

12. 入所保留であることの証明が必要な方

保育所の入所申込みについては、一度お申込みいただくと年度末まで有効ですが、「保育所（園）等入所（転園）保留通知書」は、初回入所申込月に入所保留となった場合のみ発行しています。このため、それ以降の月時点で入所保留となっている事実を証明する書類が必要な場合は、別途、申請が必要となります。

（1）申請方法

- 窓口申請：平塚市役所保育課保育担当（平塚市役所本館 1階 101番窓口）
- 郵送申請：〒254-8686 平塚市浅間町9番1号 平塚市役所 保育課 保育担当
- 電子申請：平塚市役所トップページ>届出等のデジタル支援>オンラインで申請・届出などができる手続一覧>保育課 保育所等入所関係証明書類交付申請

（右の二次元コードからアクセスできます）



（2）受付期間

窓口、郵送又は電子申請ともに**証明書が必要になる月の利用調整結果が出てからの受付となります。**そのため、**郵送又は電子申請の場合は毎月25日以降に申請してください。**

（例：令和8年8月分の保留証明書が必要な場合、7月25日以降での受付となります）

お急ぎの場合は、前月20日以降に電話にて結果の確認後、申請してください。

既に結果が出ているものであれば毎月25日以前でも受付可能です。

（3）申込みに必要な書類

窓口及び郵送で申請する場合は、「保育所等入所関係証明書類交付申請書」をご提出ください。

市ウェブサイト（待機していることの証明が必要な方）から書類をダウンロードすることができます。

（右の二次元コードからアクセスできます）



（4）受取方法

証明書の発行には、1週間程度かかります。証明書の準備ができ次第こちらからご連絡します。後日、本人確認書類をご持参のうえお越しください。

なお、申請日当日の発行はできませんので、時間に余裕をもって申請してください。

令和8年4月より証明書の受け取りを郵送で希望する場合には、申請時に返信用封筒の提出が必要となります。

（5）注意事項

保育所等の申込みを行い、利用調整結果で保留となっている場合のみ発行します。内定を辞退した場合や申込みをしていない場合は発行できません。

入所申込みをされた最初の月以外で入所保留となっている証明書が必要な場合、必ずご自身で申請が必要です。

育児休業延長等の手続きで待機していることの証明書が必要な場合、いつ時点の証明書が必要になるのかを必ず事前に勤務先等にご確認のうえ、申請してください。

資料編

1. 保育所等利用調整基準表（令和8年4月より適用）

【基本指数】

保護者（申込み）の状況			指数
就労	就労	月に160時間以上（市内の認可保育所等に保育教諭・保育士として内定している場合を含む）	80
		月に140時間以上（市内の認可保育所等に保育教諭・保育士として内定している場合を含む）	75
		月に120時間以上（市内の認可保育所等に保育教諭・保育士として内定している場合を含む）	70
		月に100時間以上	65
		月に80時間以上	60
		月に60時間以上	55
	内定	月に160時間以上	55
		月に120時間以上	50
		月に60時間以上	45
就学	月に160時間以上	80	
	月に140時間以上	75	
	月に120時間以上	70	
	月に100時間以上	65	
	月に80時間以上	60	
	月に60時間以上	55	
妊娠・出産	出産予定月の前月から4か月間	75	
疾病・障がい	診断書等	1か月以上の入院・常時臥床又は国指定難病	80
		疾病などにより保育困難	65
	手帳	身体障がい 1級・2級 知的障がい A1・A2 精神障がい 1級・2級	80
		身体障がい 3級・4級 知的障がい B1・B2 精神障がい 3級	65
		身体障がい 5級以下	40
介護・看護	同居	常時介護・看護（月に160時間以上）	70
		月に60時間以上の介護・看護	60
	別居	常時介護・看護（月に160時間以上）	65
		月に60時間以上の介護・看護	55
求職活動	求職活動（起業準備を含む）	35	
転園	本市の認可保育所等に転園を希望する場合 （2・3号認定で認可保育所等に在園している場合）	60	
育児休業延長可能	「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合	0	
災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたる場合	90	

【調整指数】

No	項目	指数
1	ひとり親家庭である	+ 3 0
2	生活保護法による被保護世帯である（就労による自立支援につながる場合等）【要受給証】	+ 2 0
3	虐待又はDVのおそれがあるなど、社会的養護が必要である【要証明書】	+ 2 0
4	申込児童本人が障がい有する【要手帳】	+ 1 0
5	現在、産前産後休業又は育児休業を取得中の職場への復職である	+ 2 0
6	兄弟姉妹（多胎児を含む）がすでに認可の保育所等に入所している	+ 2 0
7	2人以上の兄弟姉妹の申込みである	+ 1 0
8	地域型保育事業、企業主導型保育事業の卒園児童である	+ 1 0
9	申込児童本人が認可外保育施設等を月に60時間以上有償で利用している【要証明書等】	+ 2 0
10	市内の認可保育所等に勤める（内定を含む）保育教諭・保育士のこどもである（就労時間が月120時間以上）	+ 5 0
11	市内の認可保育所等に勤める（内定を含む）保育教諭・保育士のこどもである（就労時間が月120時間未満）	+ 2 0
12	3か月以上待機している	+ 1 0
13	6か月以上待機している	+ 2 0
14	9か月以上待機している	+ 3 0
15	12か月以上待機している	+ 4 0
16	同居の祖父母（65歳未満）に保育が必要な事由がない、又は保育が必要な事由を証明するための書類が未提出である	- 3 0

【利用調整方法】

- ・基準点数の高い順に調整します。
- ・入所を希望する児童ごとに第1希望保育所等、第2希望保育所等の順に調整を行います。
- ・基準点数が同点数の場合には、保育所等の希望順位が高い・基本指数が高い・入所保留期間が長い・保育料算定に用いる区市町村住民税所得割額が低い順に判断し決定します。
- ・その他、児童福祉の観点から社会的擁護の必要性が認められる場合には、別途入所の調整を行います。

【計算方法】

$$\text{【基本指数】} + \text{【調整指数】} = \text{【基準点数】}$$

保護者の状況は、どれか一つが適用され、父母どちらかの低い方の基本指数が適用されます。
ただし、ダブルワーク等の場合は就労時間を合算し基本指数を決定します。

- ・調整指数は該当するものすべてを加算します。ただし、No.12～No.15については該当するもの1つのみを加算します。
- ・産前産後休業又は育児休業からの復職予定での申込みは、産前産後休業又は育児休業後の雇用契約時間で基本指数を決定します。
- ・No.9については育児休業中の方は対象外となります。
- ・転園希望については、No.6及びNo.12からNo.15の調整指数のみ加算対象とします。ただし、No.6については、先に入所している兄弟姉妹と同園のみを希望している場合に加算対象とします。
- ・育児休業延長可能で利用調整を行っている間については、調整指数を加算しません。ただし、No.12～No.15の待機の期間としてのカウントは継続されず。
- ・保育が必要な事由を証明するための書類が未提出又は不備がある場合、また、本市に転入予定だが、平塚市へ転入することを証明する書類（賃貸契約書等）が不足している場合は、基本指数を求職活動とします。

【市外から申し込む方】

下記の事由で申込みをした場合は、市内在住者（転入予定者含む）の調整を終えた後の調整とします。
父母のいずれかが平塚市に在勤・在学している（月に60時間以上<休憩時間含む>）場合。
本市で里帰り出産する場合

2. 教育・保育給付認定申請について

平成27年4月からはじまった「子ども・子育て支援新制度」から「保育の必要性の認定制度」が導入されました。

給付対象の施設や事業（保育所等）を利用することを希望する保護者の方は「子どものための教育・保育給付認定申請書」を提出し、お住まいの区市町村が定める基準に従って、認定を受ける必要があります。

（1）認定区分

支給認定区分	認定時の年齢	保育の必要性	利用できる施設
1号認定 (教育標準時間)	3～5歳	なし	幼稚園、 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定 (保育標準時間 / 保育短時間)	3～5歳	あり	認可保育所、企業主導型保育所、 認定こども園（保育所部分）
3号認定 (保育標準時間 / 保育短時間)	0～2歳	あり	認可保育所、企業主導型保育所、 認定こども園（保育所部分）、 地域型保育（小規模保育等）

（2）保育の必要量に応じた区分

2号認定又は3号認定を受ける方は保育の必要量により、さらに、「保育標準時間」と「保育短時間」の利用区分に区分されます。

■ 保育時間(利用時間帯)は、施設ごとに設定された時間内でのご利用になります。設定された時間を前後にずらすことはできません(37～40ページ参照)。

利用区分	利用案内・注意事項
保育標準時間	主に、フルタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は最大11時間。 ■ 保育標準時間の対象となる保護者の就労時間の下限は、 1か月間で120時間(休憩時間含む)です。
保育短時間	主に、パートタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は最大8時間。 ■ 保育短時間利用の対象となる保護者の就労時間の下限は、 1か月間で60時間(休憩時間含む)です。

■ 保育を必要とする事由が「求職活動」、「育児休業の継続利用」の場合には、一律「保育短時間」の認定になります。

■ 120時間未満でも、利用時間が常態的に、施設の設定する保育短時間の利用時間帯を超える場合には、就労証明書等の書類の提出により、就労時間帯や契約内容等から必要性を総合的に判断されれば、保育標準時間の認定を受けることも可能です。

■ 利用区分は月単位の変更となります。月途中での変更や過去にさかのぼっての変更はできません。

(3) 保育時間の利用イメージ (2号認定・3号認定)

利用可能時間は、それぞれの保育所等が開所している時間内の範囲となります。

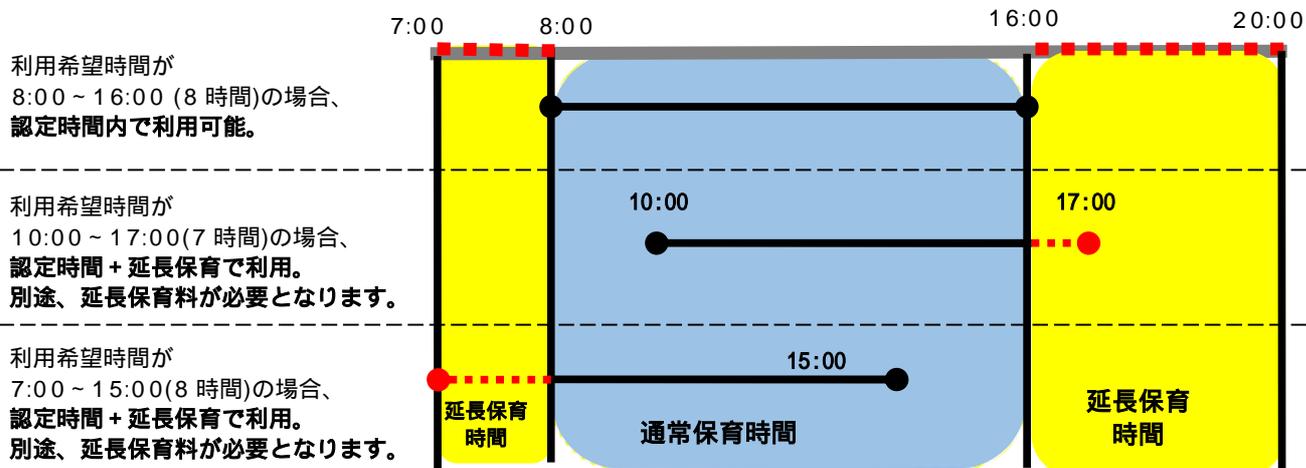
保育の必要性の認定で示された時間(保育標準時間・保育短時間)は最大時間であり、実際の利用時間は保育が必要な範囲です。実際の利用時間は、ご家庭の状況等に応じて、入所決定後に施設と保護者が相談のうえで決定します。

実際の開所時間、通常保育時間、延長保育の時間は各園により設定が異なりますのでご注意ください。(詳細は37～40ページ参照)。

標準時間認定の場合 (例：開所時間 7:00-20:00、保育標準時間 7:00-18:00 の設定施設)



短時間認定の場合 (例：開所時間 7:00-20:00、保育短時間 8:00-16:00 の設定施設)



保育を必要とする事由が「求職活動」、「育児休業の継続利用」の場合には、標準時間をご利用できません。

延長保育については、幼児教育・保育の無償化の対象外(有料)となります。

保育所等への入所が内定した場合には、認定時間の確認を必ず行ってください。

その他保育を必要とする理由が変わる場合は、「教育・保育給付認定変更申請書」と「保育が必要な事由を証明するための書類」(6ページ参照)をご提出ください。

3. 幼児教育・保育の無償化について

「幼児教育・保育の無償化制度」では、**事前申請することにより、申請後の施設利用部分が無償化の対象となる**ことを定めています。ただし、申請前に施設を利用した期間は無償化の対象とならず、自己負担となりますのでご注意ください。

(1) 各施設の無償化範囲

対象施設 対象年齢	施設型給付幼稚園・認定 こども園（幼稚園部分）		私学助成幼稚園等		認可外保育施設・ 一時預かり事業等 2
	教育	預かり保育	教育	預かり保育	
3～5歳児 クラス	1号認定 ○	新2号認定 ()○ 1 (上限 11,300 円)	新1号認定 ○ (上限 25,700 円)	新2号認定 ()○ 1 (上限 11,300 円)	新2号認定 ()○ (上限 37,000 円)
満3歳児 (3歳になった日から最初の 3月31日までにある子ども)	1号認定 ○	×	新1号認定 ○ (上限 25,700 円)	×	
市民税非課税 世帯の満3歳児 (3歳になった日から最初の 3月31日までにある子ども)	1号認定 ○	新3号認定 ()○ 1 (上限 16,300 円)	新1号認定 ○ (上限 25,700 円)	新3号認定 ()○ 1 (上限 16,300 円)	
市民税非課税 世帯の0～2歳児 クラス					新3号認定 ()○ (上限 42,000 円)

○対象 *対象外 () 保育の必要性の認定が必要

- 1 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の利用に加え、**月内の預かり保育利用日数に450円乗じた額と、園ごとに設定された預かり保育の利用料を比較し、小さい方の額に対し新2号認定は月額11,300円、新3号認定は16,300円まで無償化となります。**
- 2 **企業主導型の認可外保育施設の利用、または保育所等の延長保育の利用は無償化の対象外となります。**

(2) 認定申請方法と対象施設について

認定申請について

無償化を希望する**全ての方が、事前に新たに保育の必要性の認定を受けていただく**必要があります。

申請する場合は、「**子どものための教育・保育給付支給認定（変更）申請書 兼 子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書**」と「**保育が必要な事由を証明するための書類**」（6ページ参照）を提出してください。

提出していただいた書類を平塚市で確認後、保護者宛に次の通知書を送付します。

無償化の対象となる児童・・・**施設等利用給付認定通知書**を送付します。

無償化の対象とならない児童・・・**施設等利用給付認定申請却下通知書**を送付します。

教育・保育給付認定申請手続き及び施設等利用給付認定手続きは、幼稚園、保育所等への入所申込みを兼ねておりません。幼稚園、保育所等への入園（所）を希望する場合は、別途、入園（所）申込みの手続きを行う必要がありますのでご注意ください。

1号及び新1号の認定を受けている上の子がおり、その後、下の子が2号及び3号で入所した場合であっても、上の子の預かり保育に係る無償化を希望する場合は、改めて申請が必要です。

対象施設について

無償化制度対象者の認定を受けた世帯は、民間認可保育所・認定こども園・幼稚園が実施する一時預かり事業、認可外保育施設、病児・病後児保育事業（市内では病後児保育施設「なでしこ」、病児保育施設「麦・もんもん」「ここいこすまいるるーむ」のみ）、平塚市ファミリー・サポート・センター等の施設も無償化の対象となります（一部対象外施設あり）。

一時預かりや開放保育等の保育サービス実施施設については、利用案内42～46ページを参照ください。

複数の施設を利用した場合であっても、1人の子どもに対する無償化の上限額は変更ありません。

利用対象施設については市ウェブサイトをご覧ください。
（右の二次元コードからアクセスできます。）



（3）保育の必要性の認定について

保護者それぞれが、次の要件のいずれかに該当する必要があります。

就 労	居宅外・居宅内で就労をしている場合（月に60時間以上 休憩時間含む）
妊 娠・出 産	出産前後の場合（認定期間は出産予定月の1か月前から数えて4か月間） 1
疾 病・障 が い	ご家庭での保育が困難な病気、けが又は障がいがある場合
介 護・看 護	親族（長期入院等をしている親族を含む）を常時介護・看護している場合（月に60時間以上）
災 害 復 旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたる場合
求 職 活 動	継続して活動（起業準備を含む）している場合（認定期間は認定開始月を含んだ3か月間） 2
就 学	職業訓練校等における職業訓練を含む（月に60時間以上 休憩時間含む）
そ の 他	市長が認める場合

1 予定月から出産が遅れた場合、終期を出産月から数えて3か月後までとします。

2 3か月以内に就労を開始し、就労証明書を平塚市保育課へ提出した場合、4か月目以降も継続して認定を受けることができます。なお、求職活動による認定を連続して受けることはできません。

（4）保育が必要な事由を証明するための書類

保育が必要な事由を証明するための書類については利用案内の6ページ「保育が必要な事由を証明するための書類」を参照ください。

無償化の適用は、原則として申請書が平塚市に提出された翌月 1 日からの認定開始となります。

保育が必要な事由を証明するための書類の提出がない場合は認定ができません。

4 . 毎月の保育料等の負担の有無

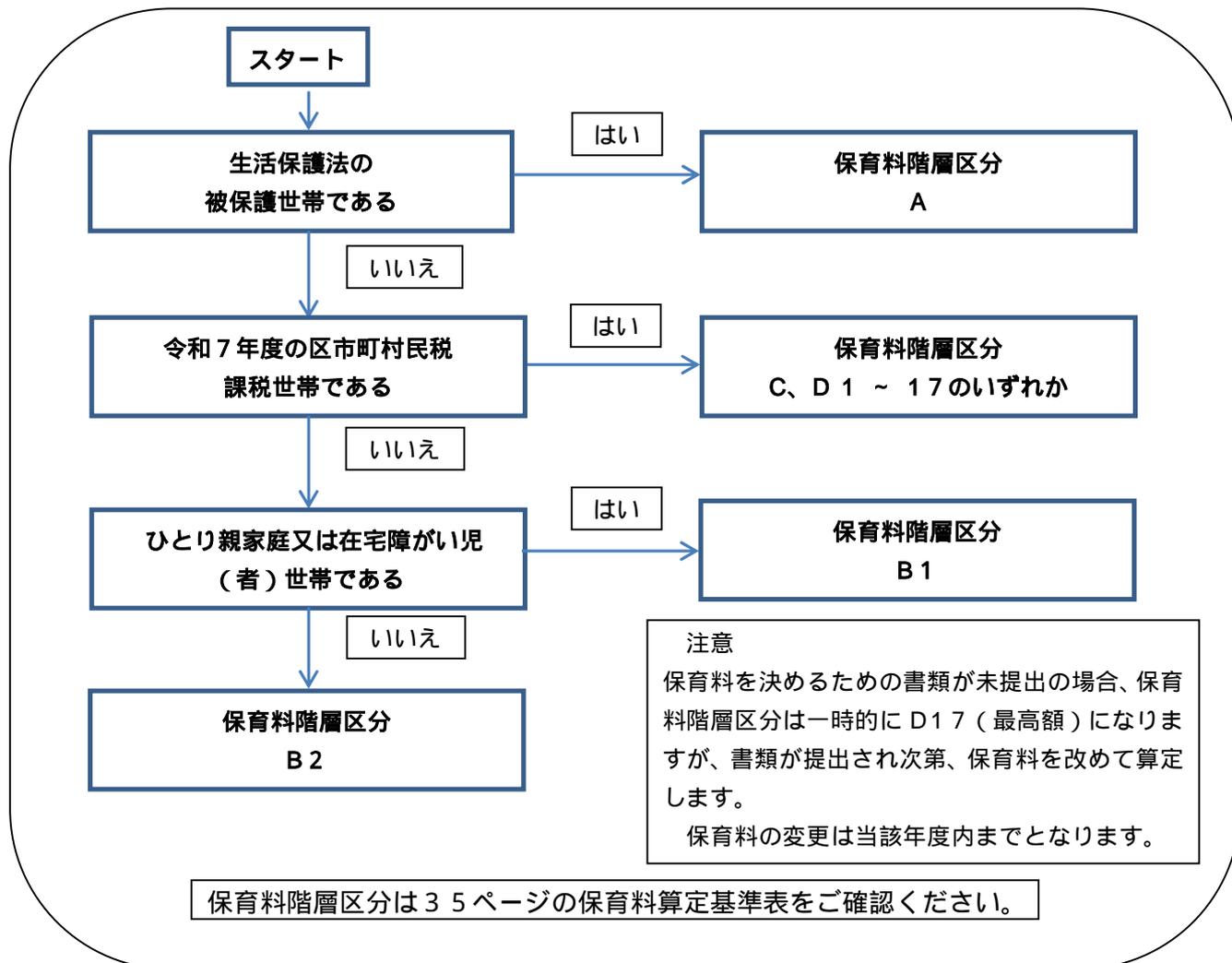
令和元年 10 月 1 日から保育料無償化制度が開始されました。保育所・認定こども園（保育部分）は 3 ～ 5 歳児クラスのお子さんを対象に、幼稚園・認定こども園（教育部分）はすべてのお子さんを対象に保育料が無償化となります。

これに伴い、従来、3 ～ 5 歳児クラスのお子さんの保育料に含まれていた副食材料費（おかず・おやつ代）については、実費徴収することとなりました。

- (1) 保育料等の負担の有無は、保護者（父母）の区市町村民税額の合計により算定します。
令和 7 年 9 月～令和 8 年 8 月分までの保育料等は令和 7 年度区市町村民税額、令和 8 年 9 月～令和 9 年 8 月分までの保育料等については令和 8 年度の区市町村民税額をもとに算定されます。
- (2) 利用者負担額を算定する際の「区市町村民税額」には、税額控除（調整控除は除く）の適用はありません。
（例）配当控除・外国税額控除・寄付金控除・住宅借入金等特別控除等は適用されません。
令和 6 年度税制改正による定額減税については控除対象となります。
- (3) 祖父母と同居している世帯で、父母それぞれの区市町村民税が非課税の場合かつ、保護者（父母）の所得（収入から経費を差し引いた額）の総額が年間 35 万円以下の場合は、祖父母のうち、区市町村民税額の高い方を加えて保育料の算定及び副食材料費の負担の有無を判定します。
- (4) 該当年度の 4 月 1 日時点の子どもの年齢により保育料等を算定します。
年度の途中で年齢が変わっても、その年度内の保育料等は変わりません。
- (5) 保育料等は月額で決定しており、登園がない場合でも保育料等は変わりません。また、保育料決定通知は入所月の中旬～下旬に送付いたします。
- (6) 保育料等の納付には、口座振替を推奨しています。引き落とし口座の登録にご協力ください。なお、上の子が入所している等の理由により、既に口座登録が済んでいても再度登録の手続きが必要となる場合があります。また、口座引落日は月末日となっていて、月末日が土日祝の場合は、翌営業日となります。
- (7) 保育料等を滞納した場合、法律に基づき、滞納処分を実施することがあります。
- (8) 副食材料費の金額は施設により異なります。詳細は 37 ～ 40 ページをご確認ください。

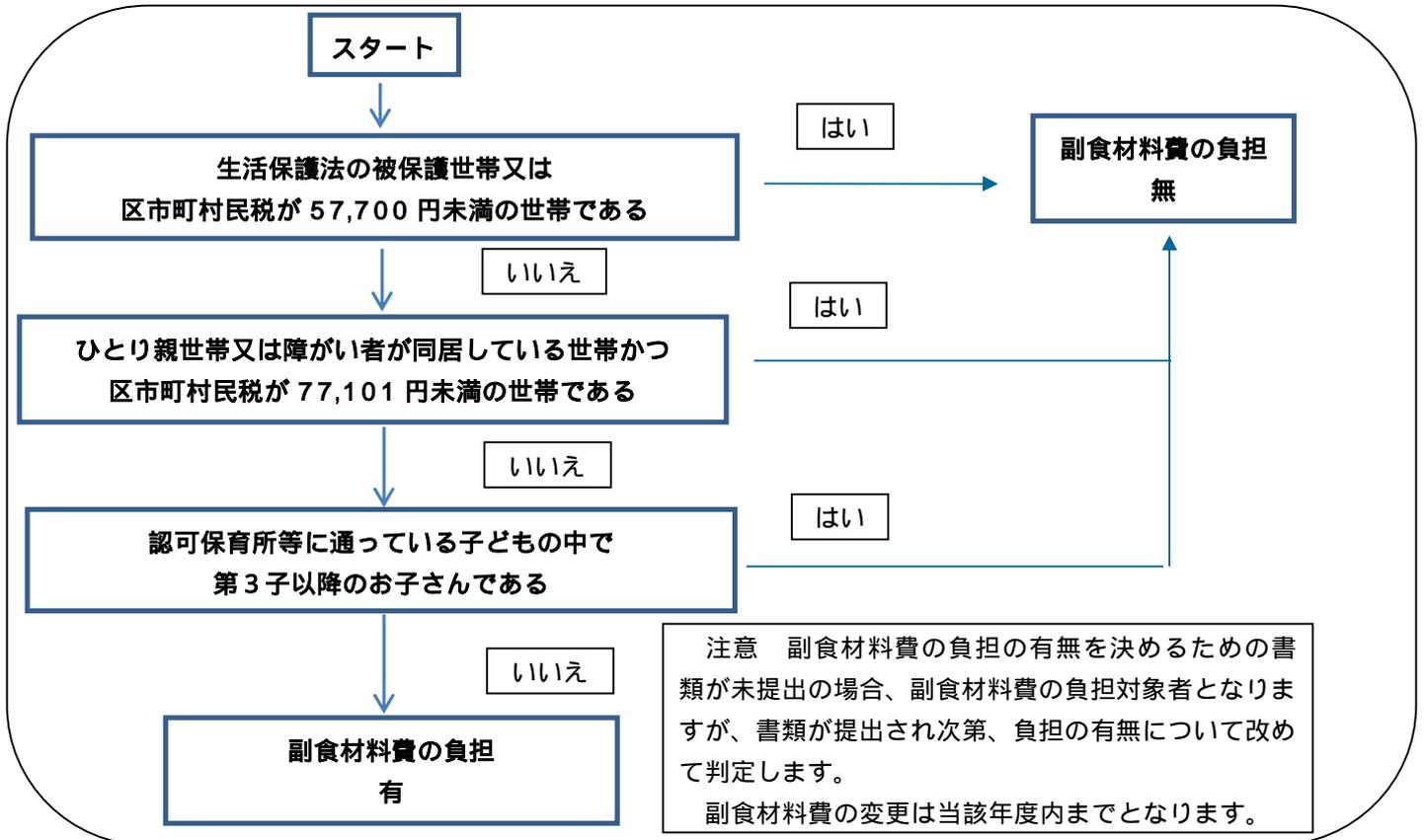
保育料等の算定方法

0～2歳児クラスの保育所・認定こども園(保育部分)利用の子ども

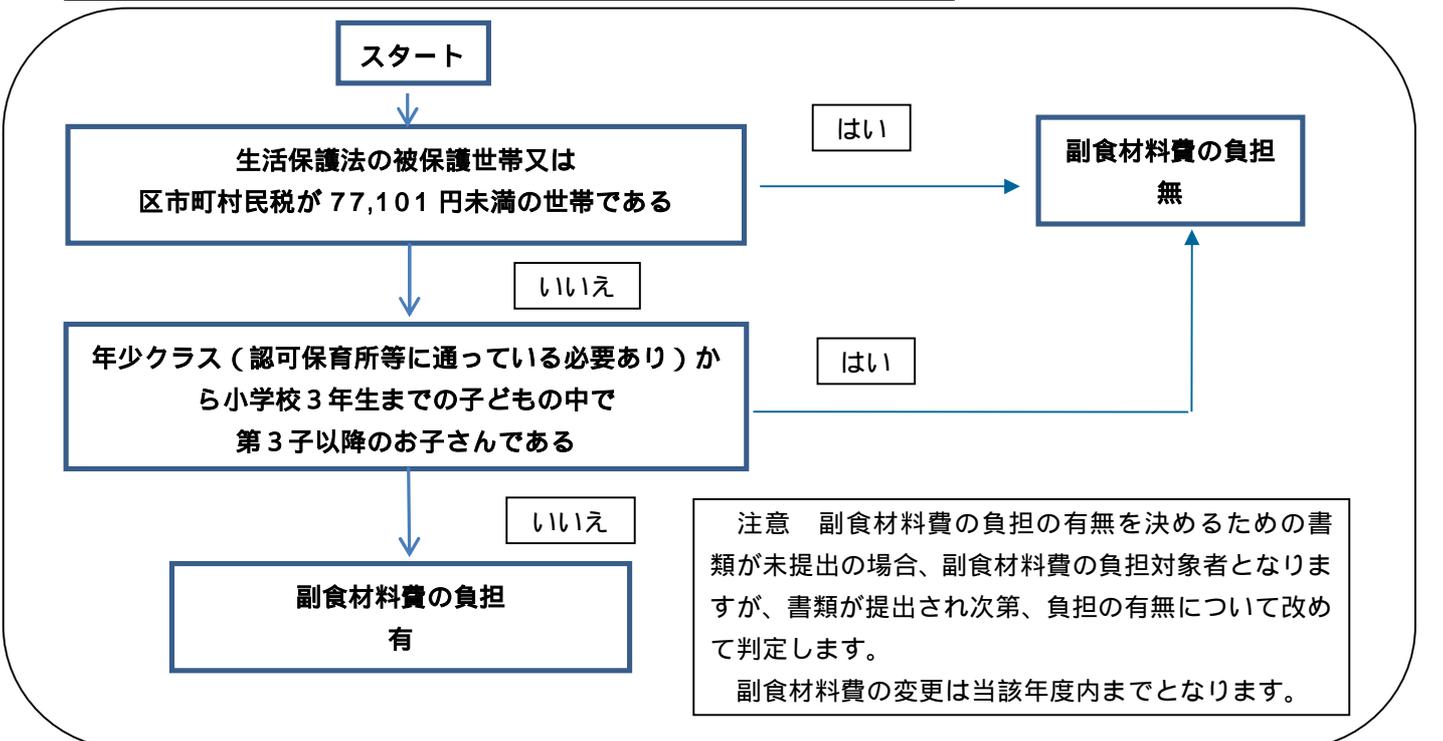


副食材料費の負担の有無の判定方法

3～5歳児クラスの保育所・認定こども園(保育部分)利用の子ども



新制度幼稚園・認定こども園(教育部分)利用の子ども



区市町村民税額の見方について

住民税（市民税・県民税）を納税通知書で納めている方...「神奈川県平塚市 市民税・県民税 納税通知書（事業を営んでいる方など）」

算出所得割	60000	算出所得	
調整控除	1500	調整控除	
税額控除		税額控除	
住宅借入(注)1	2000	住宅借入	
寄付金税額控除		寄付金税額	
配当・株(注)2		配当・株	
所得割	56500	所得割	
均等割	3500	均等割	
徴収月	仮特別徴収税額(円)		
令和4年4月			
令和4年5月			
令和4年6月			
徴収月	仮特別徴収税額(円)		
令和5年4月			
令和5年5月			
令和5年6月			

**算出所得割（市民税） - 調整控除（市民税）
= 算定基準になる市民税額** となります。

【利用者負担額の算定基準になる市民税額について】
「市民税・県民税 納税通知書」3枚目に記載されている市民税算出税額を確認して下さい。

**算出所得割（市民税） - 調整控除（市民税）
= 算定基準になる市民税額** となります。

通知書の様式は送付時期や市区町村ごとに異なります。
県民税額は算定基準には含まれません。
定額減税（個人住民税減額控除済額）のうち、案分される市民分のみ控除対象となります。

住民税（市民税・県民税）を給与天引きで納めている方...「市民税・県民税 特別徴収税額決定通知書（主に給与所得者の方）」

給与収入	5865802	主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業	不動産	利子	配当	給与	雑	その他
給与所得	4151200									
その他の所得計	0									
総所得金額①			4151200							
課税標準	総所得②	3088000	市民税	税額控除前所得割額③	185280					
	山林所得	0		税額控除額④	1500					
	分離短期譲渡	0		所得割額⑤	183700					
	分離長期譲渡	0		均等割額⑥	3500					
	株式等の譲渡	0		標準	124292					
	上場株式等の配当等	0	県民税	標準	1000					
所得控除	雑損	0	障害・勤	0	控除					
	医療費	0	配偶者	0						
	社会保険料	732457	配偶者特別	0						
	小規模企業共済	0	不要	0						
	生命保険料	0	基礎	330000						
	地震保険料	0	所得控除合計⑦	1062457						

【利用者負担額の算定基準になる市民税額について】
毎年6月頃に勤務先から配布される「市民税・県民税 特別徴収税額通知書」表面に記載されている市民税額を確認して下さい。

**税額控除前所得割額
- 調整控除額（税額控除額の一部：例1,500円）【注】
= 算定基準になる市民税額** となります。

【注】税額控除額に含まれる調整控除額の算出方法は、
通知書裏面「税額控除（調整控除）」をご確認ください。
通知書の様式は配布時期や市区町村ごとに異なります。
県民税額は算定基準には含まれません。
住宅ローン控除や寄附控除（ふるさと納税）などは控除対象にはなりません。ただし、定額減税（個人住民税減額控除済額）のうち、案分される市民税分のみ控除対象となります。

令和8年度保育料算定基準表
(保育所・認定こども園(保育所部分)・小規模保育事業所等)

(単位:円)

階層 区分	世帯区分	3歳未満児(4月1日時点)				3歳以上児(4月1日時点)				
		基本額		第2子 (基本額の半額)		基本額		副食材料費の負担		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	第1子・第2子	第3子以降	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	無	無	
B	1 区市町村民税非課税世帯 母子・父子 在宅障がい児(者)等	0	0	0	0	0	0	無	無	
	2 上記を除く	0	0	0	0	0	0	無	無	
C	区市町村民税均等割課税世帯	7,200	7,000	3,600	3,500	0	0	無	無	
	(母子・父子・在宅障がい児(者)等)	(2,600)	(2,500)	(0)	(0)	0	0	無	無	
D	区市町村民税所得割課税世帯	所得割の額が 48,600円未満	10,400	10,200	5,200	5,100	0	0	無	無
		((母子・父子・在宅障がい児(者)等)	(2,600)	(2,500)	(0)	(0)	0	0	無	無
		1 48,600円以上 57,700円未満	13,400	13,100	6,700	6,550	0	0	無	無
		((母子・父子・在宅障がい児(者)等)	(2,600)	(2,500)	(0)	(0)	0	0	無	無
		2 57,700円以上 60,000円未満	13,400	13,100	6,700	6,550	0	0	有	無
		((母子・父子・在宅障がい児(者)等)	(2,600)	(2,500)	(0)	(0)	0	0	無	無
		3 60,000円以上 70,000円未満	17,000	16,700	8,500	8,350	0	0	有	無
		((母子・父子・在宅障がい児(者)等)	(2,600)	(2,500)	(0)	(0)	0	0	無	無
		4 70,000円以上 77,000円未満	21,200	20,800	10,600	10,400	0	0	有	無
		((母子・父子・在宅障がい児(者)等)	(2,600)	(2,500)	(0)	(0)	0	0	無	無
		5 77,000円以上 77,101円未満	25,600	25,100	12,800	12,550	0	0	有	無
		((母子・父子・在宅障がい児(者)等)	(2,600)	(2,500)	(0)	(0)	0	0	無	無
		6 77,101円以上 97,000円未満	25,600	25,100	12,800	12,550	0	0	有	無
		7 97,000円以上 130,000円未満	29,600	29,000	14,800	14,500	0	0	有	無
		8 130,000円以上 150,000円未満	34,600	34,000	17,300	17,000	0	0	有	無
		9 150,000円以上 169,000円未満	39,400	38,700	19,700	19,350	0	0	有	無
		10 169,000円以上 211,000円未満	44,000	43,200	22,000	21,600	0	0	有	無
11 211,000円以上 260,000円未満	49,000	48,100	24,500	24,050	0	0	有	無		
12 260,000円以上 301,000円未満	53,800	52,800	26,900	26,400	0	0	有	無		
13 301,000円以上 360,000円未満	55,000	54,000	27,500	27,000	0	0	有	無		
14 360,000円以上 397,000円未満	56,200	55,200	28,100	27,600	0	0	有	無		
15 397,000円以上 425,000円未満	57,600	56,600	28,800	28,300	0	0	有	無		
16 425,000円以上 450,000円未満	59,600	58,500	29,800	29,250	0	0	有	無		
17 450,000円以上 475,000円以上	61,800	60,700	30,900	30,350	0	0	有	無		

備考

- 原則、保育所・認定こども園(保育所部分)・小規模保育事業所等の在籍期間中にご負担いただく保育料は上記の月額保育料となります。
- 【3歳未満児クラス】
D2(区市町村民税所得割合算額57,700円以上に限る)～D17に該当する世帯においては、同一世帯から就学前児童が、認可保育所の他に幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、企業主導型保育施設に入所または児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合は、その児童も算定対象人数に含め、2人目以降の児童の保育料を軽減します。
B2～D2(区市町村民税所得割合算額57,700円未満に限る)に該当する世帯においては、保護者と生計を一にする子を算定対象人数に含め、2人目以降の児童の保育料を軽減します(別世帯の子や、同世帯であっても、子以外の続柄を監護している場合には別途、申請が必要です。7ページ参照)。
順位は、年齢の高い子から数え、1人目は基本額、2人目は第2子の保育料、3人目以降は無料となります。
- 【3歳未満児クラス】
平成29年度から階層区分がC(区市町村民税所得割非課税世帯かつ区市町村民税均等割非課税世帯)～D5の一部(区市町村民税所得割合算額77,101円未満)に該当する世帯でひとり親世帯、在宅障がい者(児)が同居している世帯等については保育料の負担を軽減する措置が開始されました。
- 【3歳以上児クラス】
令和元年10月から保育料無償化制度が開始されました。これに伴い、従来、保育料に含まれていた副食材料費(おかず・おやつ代)については、一部の世帯を除いて実費徴収となりました。金額については施設ごとに設定されているため、37～40ページにてご確認ください。
- その他諸経費(3歳以上児の主食代、父母会費、遠足代等)がかかる場合があります。
- 利用者負担額は毎年見直しております。
- 保育料は、年度当初(4月1日時点)での年齢で決定するため、年度途中で誕生日を迎えても、年齢による変更はありません。
- 利用料算定の基礎となる期間の市民税が未申告の方等は、最高階層(D17)となります。

この保育料は「子ども・子育て支援新制度」による運営へ移行した幼稚園や認定こども園の幼稚園部分をご利用する際の保育料です。

令和8年度保育料算定基準表

(単位：円)

No			3歳以上児（1号認定）		
			教育標準時間		
			基本額	副食材料費の負担	
1	区市町村民税 所得割課税額	所得割の額が	77,100円以下	0	無
2		所得割の額が	77,101円以上	0	有※

※第3子以降は副食材料費の負担無

備考

- 令和元年10月から保育料無償化制度が開始されました。これに伴い、従来、保育料に含まれていた副食材料費（おかず・おやつ代）については、一部の世帯を除いて実費徴収することとなりました。金額については施設ごとに設定されているため、別紙「平塚市私立幼稚園子育てサービス一覧表」をご確認ください。
- No.2に該当する世帯において、年少から小学校3年までの範囲内に子どもが3人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子以降を第2子、第3子とカウントします。この場合、第3子以降については副食材料費を免除します。
なお、就学前の子どもは幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設短期治療施設通所部、企業主導型保育施設を利用または児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用していることが必要です。
- 上記利用者負担額（副食材料費）の他に、特定負担額（教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価）・実費負担（教育・保育施設の利用において通常必要とされる経費）が幼稚園・認定こども園ごとにかかる場合があります。詳しくは各施設へお問い合わせ下さい。
- 利用料算定の基礎となる期間の市民税が未申告の方等は、副食材料費の負担対象となります。

5. 保育所・認定こども園等 一 覧 表 (令和7年9月1日時点)

★認定こども園の幼稚園部分については各園にお問い合わせください。

区分	地区	番号	施設名	所在地	定員	※ 電話	給食費 (主食、副食含む)	※ 駐車場	【保育短時間】 《開所時間》	【保育標準時間】 《土曜日開所時間》	保育年齢	
私立 保育所・認定こども園	神田 岡崎 城島	1	横内保育園	横内3824	90	55-2188	6000円/月額	4台	【8:30-16:30】 《7:00-19:00》	【7:00-18:00】 《7:00-18:00》	2か月から	
		2	ゆうかり保育園	岡崎449	120	58-7220	5500円/月額	10台	【8:30-16:30】 《7:00-19:00》	【7:00-18:00】 《7:00-18:00》	2か月から	
		3	認定美里・ 柿の実こども園(注1)	下島824	80	55-3830 54-6678	7500円/月額 ※8200円/月額 ※令和8年4月から変更予定	100台	【8:30-16:30】 《7:30-19:00》	【7:30-18:30】 《7:30-18:30》	6か月から	
		4	認定こども園 大神美里幼稚園(注1)	大神5-12-1	20	54-3288	7800円/月額 ※8200円/月額 ※令和8年4月から変更予定	20台	【8:30-16:30】 《7:30-18:30》	【7:30-18:30】 《7:30-18:30》	満3歳から	
		5	認定こども園 神田幼稚園(注1)	大神1-1-18	18	55-0841	350円/日額	50台	【8:00-16:00】 《7:30-18:30》	【7:30-18:30】 《7:30-18:30》	3歳児クラス から	
	大野 豊田	b	6	八幡保育園	四之宮2-10-10	140	21-0084	5500円/月額 ※6000円/月額 ※令和8年4月から変更予定	10台	【8:30-16:30】 《7:00-19:00》	【7:00-18:00】 《7:00-18:00》	2か月から
			7	愛・八幡保育園	四之宮2-14-3	60	20-2080	5500円/月額 ※6000円/月額 ※令和8年4月から変更予定	7台	【8:30-16:30】 《7:00-19:00》	【7:00-18:00】 《7:00-18:00》	2か月から
		8	中原保育園	南豊田301-1	120	32-8600	6500円/月額	15台	【8:00-16:00】 《7:00-19:00》	【7:00-18:00】 《7:00-18:00》	2か月から	
		9	みどり保育所	四之宮1-8-92	195	35-0015	7000円/月額	20台	【8:00-16:00】 《7:00-19:00》	【7:00-18:00】 《7:00-18:00》	2か月から	
		10	みどり保育所 分園ヒッコロ	西八幡3-8-1	45	20-4177	保育料に含まれる	7台	【8:00-16:00】 《7:00-19:00》	【7:00-18:00】 《7:00-18:00》	2か月から 2歳児クラス まで	
		11	真土すばる保育園	西真土3-22-39	130	53-4141	6000円/月額	12台	【8:00-16:00】 《7:00-19:00》	【7:00-18:00】 《7:00-19:00》	2か月から	
		12	湘南きらら保育園	西真土1-2-16	80	35-0030	6000円/月額	15台	【8:00-16:00】 《7:00-19:00》	【7:00-18:00】 《7:00-19:00》	2か月から	
		13	認定こども園 大野幼稚園(注1)	東八幡1-16-39	40	21-7302	390円/日額	無し	【8:30-16:30】 《7:30-18:30》	【7:30-18:30】 《7:30-18:30》	1歳児クラス から	
	14	認定こども園 東中原幼稚園(注1)	東中原2-23-3	25	33-4849	390円/日額	21台 (予定)	【8:30-16:30】 《7:30-18:30》	【7:30-18:30】 《7:30-18:30》	1歳児クラス から		
	金田 金目	c	15	金目保育園	北金目2-9-24	150	58-1882	6500円/月額	19台	【8:30-16:30】 《7:00-19:00》	【7:00-18:00】 《7:00-18:00》	2か月から
			16	金目おむすび保育園	北金目2-25-8	50	73-7555	6500円/月額	9台	【8:00-16:00】 《7:00-19:00》	【7:30-18:30】 《7:30-18:30》	6か月から
			17	サンキッズ金目ほいくえん	寺田縄1058-1	130	59-9525	6200円/月額	18台	【8:30-16:30】 《7:00-19:00》	【7:00-18:00】 《7:00-18:00》	2か月から
			18	認定こども園 さなだ幼稚園(注1)	真田4-10-15	20	58-0001	345円/日額	7台	【8:30-16:30】 《7:30-18:30》	【7:30-18:30】 《7:30-18:30》	3歳児クラス から
			19	つくし幼稚園(注1)	飯島6	30	58-7111	9500円/月額	200台	【8:30-16:30】 《7:30-18:30》	【7:30-18:30】 《7:30-18:30》	3歳児クラス から
	旭 土沢	d	20	あさひ保育園	河内310 (注4) 河内1-6-19	131	32-2137	6500円/月額	11台	【8:00-16:00】 《7:00-19:00》	【7:00-18:00】 《7:00-19:00》	2か月から
			21	大町保育園	根坂間737-2	90	58-6662	6500円/月額	7台	【8:00-16:00】 《7:00-19:00》	【7:00-18:00】 《7:00-19:00》	2か月から
			22	いすみ保育園	万田2-12-22	140	31-3421	5700円/月額 ※6000円/月額 ※令和8年4月から変更予定	12台	【8:30-16:30】 《7:00-19:00》	【7:00-18:00】 《7:00-19:00》	2か月から
			23	高村保育園	高村209	135	34-2526	6000円/月額	9台	【8:30-16:30】 《7:00-19:00》	【7:00-18:00】 《7:00-18:00》	2か月から
			24	湘南みらい保育園	徳延655-1 (注4) 徳延1-10-8	150	37-1711	6000円/月額	12台	【8:00-16:00】 《7:00-19:00》	【7:00-18:00】 《7:00-19:00》	2か月から
			25	平塚めぐみこども園 (注1)	纏100-2 (注4)纏2-5-1	15	32-3422	310円/日額	15~20 台	【8:30-16:30】 《7:30-18:30》	【7:30-18:30】 《7:30-18:30》	3歳児クラス から
			26	清水学園付属幼稚園 (注1)	根坂間645	50	58-8080	338円/日額	30~40 台	【8:30-16:30】 《7:30-18:30》	【7:30-18:30】 《7:30-18:30》	満3歳から

※ 平塚市外局番：0463

※ 実際の状況については、保育所等へお確かめください。

※ 開所時間内であっても、お父さんが認定を受けた保育短時間、保育標準時間の時間外で保育所等をご利用される際には、延長保育料がかかる場合があります。

(注1) 認定こども園は入園料・制服代等別途諸費用がかかることがあります。詳細は各認定こども園へご確認ください。

(注2) 生後57日以降の翌月初日から入所希望可能となります。

(注3) 申込児童の保護者の就労時間（通勤時間含む）が、常時19時を過ぎることが入所要件です。ただし、特別な事情がある場合この限りではありません。

(注4) 住居表示実施により10月14日から下段に記載されている住所表記に変更となります。

※ 各保育所等により申請や届出がされ、記載内容が変更となる可能性がありますのでご了承ください。

区分	地区	番号	施設名	所在地	定員	※ 電話	給食費 (主食、副食含む)	※ 駐車場	【保育短時間】【保育標準時間】 ≪開所時間≫ ≪土曜日開所時間≫	保育年齢
私立 保育所・認定こども園	e 平塚(北)	27	平塚保育園	宮の前4-13	135	22-7771	6000円/月額	無し	【8:30-16:30】【7:00-18:00】 ≪7:00-19:00≫ ≪7:00-18:00≫	2か月から
		28	柳町保育園	平塚4-20-1	110	31-0880	6000円/月額	無し	【8:30-16:30】【7:00-18:00】 ≪7:00-19:00≫ ≪7:00-18:00≫	2か月から
		29	明石町保育園	明石町15-16	90	21-0789	6000円/月額	無し	【9:00-17:00】【7:00-18:00】 ≪7:00-19:00≫ ≪7:00-18:00≫	2か月から
		30	しらゆり保育園	立野町31-24	60	32-0821	5700円/月額 ※6000円/月額 ※令和8年4月から変更予定	無し	【8:00-16:00】【7:00-18:00】 ≪7:00-19:00≫ ≪7:00-18:00≫	2か月から
		31	富士見保育園	平塚5-22-50	120	33-3411	5700円/月額 ※6000円/月額 ※令和8年4月から変更予定	10台	【8:30-16:30】【7:00-18:00】 ≪7:00-19:00≫ ≪7:00-19:00≫	2か月から
		32	湘南平塚 あゆみ保育園	宮の前8-31	58	24-3751	7000円/月額	無し	【8:30-16:30】【7:00-18:00】 ≪7:00-18:30≫ ≪7:00-18:00≫	2か月から
		33	くまのご保育園	錦町9-15	50	75-9631	6000円/月額	無し	【9:00-17:00】【7:00-18:00】 ≪7:00-19:00≫ ≪7:00-19:00≫	6か月から
		34	サン・キッズ湘南	中堂8-10	110	25-1019	6200円/月額	10台	【8:30-16:30】【7:00-18:00】 ≪7:00-20:00≫ ≪7:00-20:00≫	2か月から
		35	認定こども園 道和幼稚園(注1)	豊原町26-24	18	31-0595	7500円/月額	15台	【8:30-16:30】【7:30-18:30】 ≪7:30-18:30≫ ≪7:30-18:30≫	3歳児クラス から
		36	まなびの森保育園平塚	宮の前11-9	60	86-6959	5500円/月額	3台	【8:30-16:30】【7:00-18:00】 ≪7:00-20:00≫ ≪7:00-20:00≫	生後57日後 (注2) から
	37	認定こども園 なでしこ幼稚園(注1)	平塚1-14-3	60	31-2471	9500円/月額	2台	【8:30-16:30】【7:30-18:30】 ≪7:30-18:30≫ ≪7:30-18:30≫	1歳児クラス から	
	f 平塚(南)	38	もんもん保育園	松風町23-54	70	20-8221	7000円/月額	4台	【8:00-16:00】【7:00-18:00】 ≪7:00-20:00≫ ≪7:00-20:00≫	2か月から
		39	苗・もんもん保育園	代官町19-27	20	21-9117	夜要件(注3) 9000円/月額	8台	夜要件 【11:00-19:00】【11:00-22:00】 ≪7:00-22:00≫ ≪7:00-22:00≫	2か月から
		40	花・もんもん保育園	代官町19-27	120	20-5887	7000円/月額	8台	【8:00-16:00】【7:00-18:00】 ≪7:00-19:00≫ ≪7:00-18:00≫	2か月から
41		サン・キッズ 平塚ステーション	八重咲町1-30	90	20-5240	6200円/月額	3台	【8:30-16:30】【7:00-18:00】 ≪7:00-20:00≫ ≪7:00-19:00≫	2か月から	
42		花水さくら保育園	花水台10-21	140	86-6646	6000円/月額	8台	【8:30-16:30】【7:00-18:00】 ≪7:00-19:00≫ ≪7:00-19:00≫	2か月から	
43	(仮称)ばぶりが保育園 平塚駅南	八重咲町3-31	70	045-594-8945(注5)	5500円/月額	4台 (予定)	【8:30-16:30】【7:00-18:00】 ≪7:00-19:00≫ ≪7:30-19:00≫	生後57日後 (注2) から		

※ 平塚市外局番：0463

※ 実際の状況については、保育所等へお確かめください。

※ 開所時間内であっても、お子さんが認定を受けた保育短時間、保育標準時間の時間外で保育所等をご利用される際には、延長保育料がかかる場合があります。

(注1) 認定こども園は入園料・制服代等別途諸費用がかかることがあります。詳細は各認定こども園へご確認ください。

(注2) 生後57日以降の翌月初日から入所希望可能となります。

(注3) 申込児童の保護者の就労時間(通勤時間含む)が、常時19時を過ぎることが入所要件です。ただし、特別な事情がある場合この限りではありません。

(注5) 開園準備期間中の問い合わせ先になります。施設の問い合わせ先に関しては今後掲載予定です。

※ 各保育所等により申請や届出がされ、記載内容が変更となる可能性がありますのでご了承ください。

区分	番号	施設名	所在地	定員	※1 電話	給食費	※2 駐車場	【保育短時間】 《開所時間》	【保育標準時間】 《土曜日開所時間》	※3	連携施設	保育年齢
私立 小規模	44	サンライズキッズ 保育園平塚園	四之宮2-3-58 エトワール平塚1階	19	050-5807 -2296	保育料に含まれる	園横3台 近隣1台	【8:30-16:30】 《7:00-19:00》	【7:00-18:00】 《7:00-19:00》		みどり保育所	2か月から 2歳児クラスまで
	45	錦町保育園あねら	錦町19-6 村上ビル1階	19	86-6680	保育料に含まれる	1台	【8:30-16:30】 《7:00-19:00》	【7:00-18:00】 《7:00-18:00》		平塚保育園、明石町保育園、 柳町保育園のいずれか	2か月から 2歳児クラスまで
	46	松風・もんもん保育園	松風町23-1	19	20-8681	保育料に含まれる	園前1台 近隣3台	【8:00-16:00】 《7:00-19:00》	【7:00-18:00】 《7:00-18:00》		もんもん、苗もんもん、花も んもん保育園のいずれか	2か月から 2歳児クラスまで
	47	ほとん平塚	天沼7-21	19	20-8247	保育料に含まれる	5台	【8:30-16:30】 《7:00-19:00》	【7:00-18:00】 《7:00-18:00》		サン・キッズ湘南	6か月から 2歳児クラスまで
	48	HANAみらい 愛育園 東真土	東真土2-3-16	19	72-8899	保育料に含まれる	2台	【8:30-16:30】 《7:00-19:00》	【7:00-18:00】 《7:00-19:00》		八幡保育園、愛・八幡保育園 のいずれか	生後57日後 ^(注1) から 2歳児クラスまで
	49	MIRATZ 湘南平塚保育園	黒部丘6-73 ソティテラス湘南平塚1階	19	73-9055	保育料に含まれる	3台	【8:30-16:30】 《7:00-19:00》	【7:00-18:00】 《7:00-19:00》		黒部丘幼稚園 ^(注2)	生後57日後 ^(注1) から 2歳児クラスまで
	50	ミルキーホーム 平塚園	天沼5-26	19	21-7221	保育料に含まれる	2台	【8:30-16:30】 《7:00-19:00》	【7:00-18:00】 《7:00-19:00》		サン・キッズ 平塚ステーション、 なでしこ幼稚園のいずれか ^(注3)	6か月から 2歳児クラスまで
	51	ばぶりか保育園平塚	明石町1-11	19	74-6105	保育料に含まれる	無し	【8:30-16:30】 《7:00-19:00》	【7:00-18:00】 《7:00-19:00》		ばぶりか保育園平塚駅前、 育英幼稚園、黒部丘幼稚園の いずれか ^(注3)	6か月から 2歳児クラスまで

※1 平塚市外局番：0463

※2 実際の状況については、保育所等へお確かめください。

※3 開所時間内であっても、お子さんが認定を受けた保育短時間、保育標準時間の時間外で保育所等をご利用される際には、延長保育料がかかる場合があります。

- ・小規模保育事業所は0～2歳児の保育が必要なお子さんを預かる施設です。2歳児クラスで卒園となります。
- ・3歳児クラス以降については、「連携施設」として設定された認可保育所等に入所することができる予定です。
- ・小規模保育事業所を卒園後に、連携施設以外の施設に入所を希望する場合は、転園申込みとは異なり、新規入所申込みが必要となります。その場合、卒園後の連携施設への入所枠は確保されません。

(注1) 生後57日以降の翌月初日から入所可能となります。

(注2) 連携施設が幼稚園（新制度）のため、引き続き保育所等の利用を希望する場合は、在園中に3歳児クラスの新規申込みが必要となります。

(注3) 連携施設の調整は園が行います。詳細は園にお問い合わせください。

★各園の詳細について★

下記の二次元コードから各園のホームページにつながるリンク集にアクセスできます。



★受入れ状況表について★

5月～2月の各園の受け入れ状況の有無について、ホームページで公開しています。
下記の二次元コードからアクセスできます。



※情報は各月の締切日の2～3日前に更新されます。

※3月、4月分についての掲載はありません。

★ひらつかわくわくマップについて★

- 保育園・認定こども園・幼稚園・放課後児童クラブ
- 子育て広場・予防接種実施医療機関
- 公園・プール・みんなのトイレ など

子育てに役立つ施設の情報をまとめて掲載中です。
右の二次元コードまたは「ひらつかわくわくマップ」で検索ご利用ください。



【マップの使い方】
★トップページ右上の
使い方を必ずご確認ください。



(システムに関するお問い合わせ先)
平塚市役所 デジタル推進課
0463-21-8792
(各マップに関するお問い合わせ先)
各ページに記載の所管課へ
直接お問い合わせください

区分	番号	施設名	所在地	定員	※1 電話	※2 給食費 (主食、副食含む)	駐車場	〔保育短時間〕 〔保育標準時間〕 〔開所時間〕	〔保育短時間〕 〔保育標準時間〕 〔開所時間〕	※3 保育年齢
公立	A	※4 神田保育園	田村6-14-1	95	55-1071	5500円/月額	無し	〔8:30-16:30〕 〔7:00-18:00〕 〔開所時間〕	〔7:00-18:00〕 〔7:00-18:00〕	2か月から
	B	若草保育園	横内2401	90	54-0221	5500円/月額	無し	〔8:30-16:30〕 〔7:00-19:00〕	〔7:00-18:00〕 〔7:00-18:00〕	2か月から
	C	大神保育園	大神5-3-72	80	55-6620	5500円/月額	2台(小型車)	〔8:30-16:30〕 〔7:00-19:00〕	〔7:00-18:00〕 〔7:00-18:00〕	2か月から
	D	吉沢保育園◆	上吉沢331	56	58-0412	5500円/月額	無し	〔8:30-16:30〕 〔7:00-19:00〕	〔7:00-18:00〕 〔7:00-18:00〕	5か月から
	E	南原保育園◆	南原1-5-3	84	31-5993	5500円/月額	3台	〔8:30-16:30〕 〔7:00-19:00〕	〔7:00-18:00〕 〔7:00-18:00〕	2か月から
	F	しらすぎ保育園	東中原2-14-2	88	31-2622	5500円/月額	10台	〔8:30-16:30〕 〔7:00-19:00〕	〔7:00-18:00〕 〔7:00-18:00〕	2か月から
	G	夕陽ヶ丘保育園◆	夕陽ヶ丘10-7	90	21-0059	5500円/月額	無し	〔8:30-16:30〕 〔7:00-19:00〕	〔7:00-18:00〕 〔7:00-18:00〕	2か月から
	H	港こども園	夕陽ヶ丘2-2-3	110	22-4189	5500円/月額	10台	〔8:30-16:30〕 〔7:00-19:00〕	〔7:00-18:00〕 〔7:00-18:00〕	2か月から

※1 平塚市外局番：0463

※2 実際の状況については、保育所等へお確かめください。

※3 開所時間内であっても、お子さんが認定を受けた保育短時間、保育標準時間の時間外で保育所等をご利用される際には、延長保育料がかかる場合があります。

※4 神田保育園は令和9年度に旧相模小学校敷地に転移予定です。

◆については、下記「公立園の見直しについて」を必ずご確認ください。

◆公立園の見直しについて

次の公立保育所は、今後施設形態等が変更になる予定があります。申込される場合は必ず下記をご確認ください。なお、開園時期等が変更になる場合があります。

	今後の予定	開園場所	開園時期
南原保育園	ひばり幼稚園と統合し、幼保連携型認定こども園として民営化	現ひばり幼稚園敷地	令和11年4月
吉沢保育園	土屋幼稚園と統合し、公立幼保連携型認定こども園として開園	吉沢公民館(上吉沢395-1)隣地	令和9年4月
夕陽ヶ丘保育園	民営保育所建設のために、仮設園舎(公立)を建設し、園機能を移転	湘南バンク港ベイサイドホール南側市有地(夕陽ヶ丘66-1)	令和8年度中
	民営化(仮設園舎から園機能を移転する)	現夕陽ヶ丘保育園敷地	令和10年4月

休日保育について

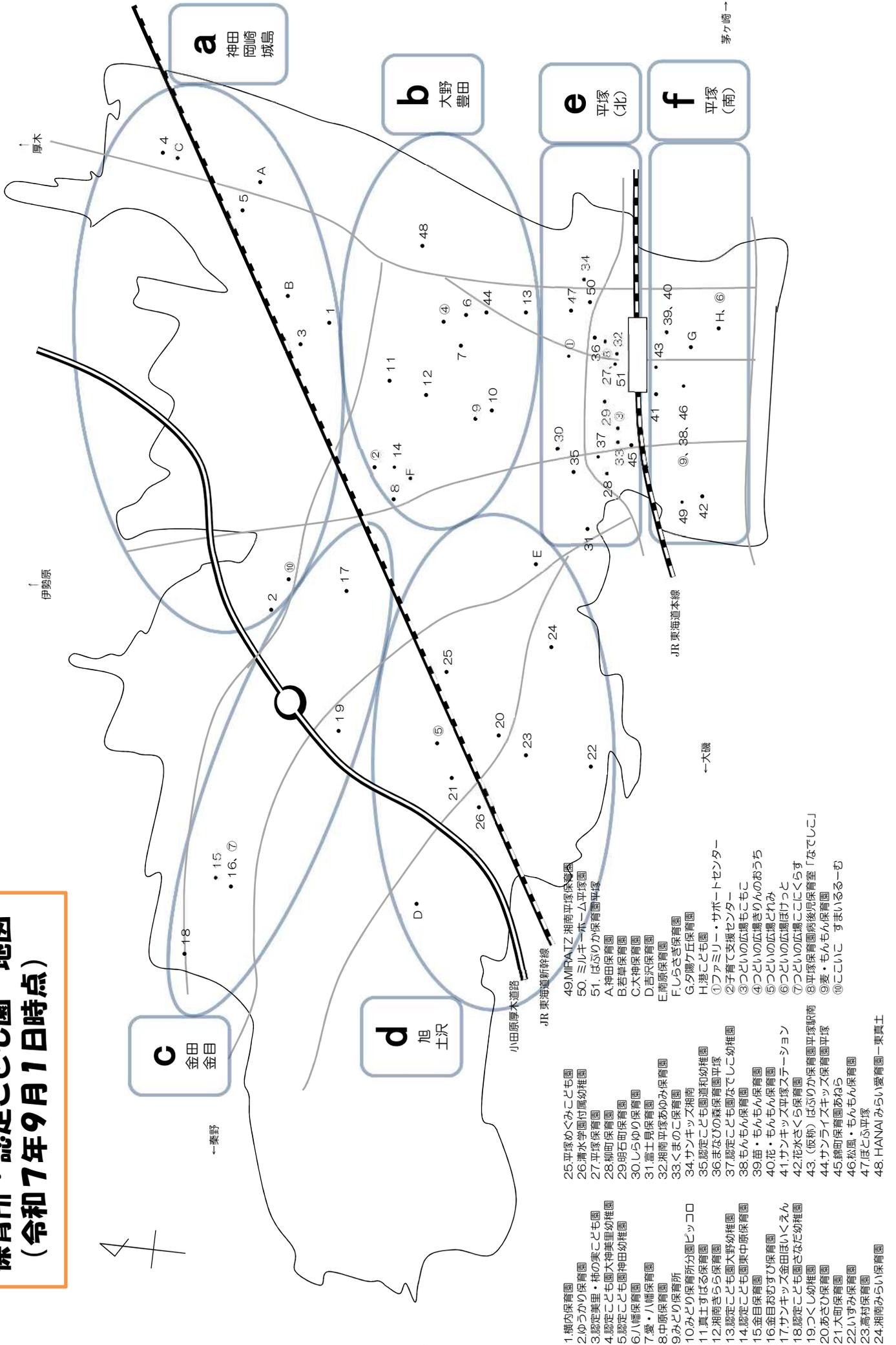
区分	番号	実施保育所名	保育時間	保育料
私立	34	サン・キッズ湘南	8:00-18:00	45ページの休日保育の料金を参照ください。

子育て支援施設・保育サービスについて

区分	番号	施設名	所在地	電話番号	目印となる建物等	利用日時
子育て支援施設・保育サービス	①	ファミリー・サポート・センター	追分1-4-3	34-7844	福祉会館	月曜日～金曜日(祝日、年末年始除く) 9:00～17:00
	②	子育て支援センター	南豊田381	34-9076	豊田公民館東側	月曜日～金曜日(祝日、年末年始除く) 10:00～12:00 13:00～15:00
	③	つどいの広場 もこもこ	明石町8-3	21-0995	新宿公園南東隣	月曜日～金曜日(祝日、年末年始除く) 10:00～12:00 13:00～16:00
	④	つどいの広場 きりんのおうち	四之宮2-18-26	21-3141	マックスバリュ 平塚四之宮店2階	月曜日～金曜日(祝日、年末年始除く) 10:00～12:00 13:00～16:00
	⑤	つどいの広場 どれみ	公所868	50-5525	西部福祉会館1階	月曜日～土曜日(水曜日、祝日、年末年始除く) 10:00～12:00 13:00～16:00
	⑥	つどいの広場 ほけっと	夕陽ヶ丘2-2-3	74-5680	港こども園3階	月曜日～水曜日、土・日曜日 (祝日、年末年始除く) 10:00～12:00 13:00～16:00
	⑦	つどいの広場 ここにくらす	北金目2-25-8	73-7555	金目おむすび保育園1階	火曜日～木曜日(祝日、年末年始除く) 10:00～12:00 13:00～15:00
	⑧	平塚保育園 病後児保育室 「なでしこ」	雲の前4-1-3	22-0058	平塚保育園1階	月曜日～金曜日(祝日、年末年始除く) 7:30～18:30
	⑨	麦・ももん 病児保育室	松風町2-3-51-1	75-9677	ももん保育園西側 1階が病児保育室 2階が病児保育室	月曜日～金曜日(祝日、お盆期間、年末年始除く) 8:00～18:00
	⑩	ここいこ すまいるーむ	岡崎2-38-1	79-5139	ありがとうみんなファミ リークリニック平塚 西側	月曜日～金曜日(祝日、年末年始等除く) 8:30～18:30

☆認可保育所・認定こども園、子育て支援施設等の地図は41ページを参照してください。

保育所・認定こども園 地図 (令和7年9月1日時点)



6. 子育て支援施設・保育サービスについて

(1) 子育て支援施設

(ア) ファミリー・サポート・センター

子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と子育ての援助を行いたい方(支援会員)からなる会員組織です。依頼会員の希望する援助内容に応えることができる支援会員を紹介することにより、様々な子育てのニーズに対応します。

(イ) 子育て支援センター

0歳から就学前のお子さんとその保護者を対象とした自由に遊び、交流できる場です。子育て相談や育児講座などの事業を行っています。

(ウ) つどいの広場

0歳から概ね3歳までのお子さんとその保護者を対象とした自由に遊び、交流できる場です。子育て相談や子育て家庭の交流などの事業を行っています。

(エ) 病児・病後児保育室

保護者が仕事や病気・ケガ、冠婚葬祭などで家庭で保育ができない場合にご利用ください。

利用するためには、事前登録や医師の診察が必要です。また、症状によってはご利用できない場合があります。詳細は、各病児・病後児保育室へお問い合わせください。

①平塚保育園 病後児保育室「なでしこ」

病気の回復期にあるお子さんを一時的にお預かりします(1日利用料2,000円、給食・おやつ代400円)。

②麦・もんもん病児保育室

病中又は病気の回復期にあるお子さんを、一時的にお預かりします(1日利用料2,000円、給食・おやつ代400円)。

③ここいこ すまいるるーむ

病中又は病気の回復期にあるお子さんを、一時的にお預かりします(1日利用料2,000円)。昼食・おやつは持参していただきますようお願いいたします。

(2) 保育所等の保育サービス ★実施施設は43~46ページを参照ください。

(ア) 一時預かり

保育所等では、保護者の仕事、冠婚葬祭、通院、心身のリフレッシュ等の理由でお子さんを1時間単位でお預かりする「一時預かり」を行っています。申込みや利用料金については、実施している保育所等へお問い合わせください。

(イ) 開放保育

保育所等の実施する保育内容に参加したり、見学することができます。詳しくは、実施している保育所等へお問い合わせください。

ファミリー・サポート・センター、平塚保育園 病後児保育室「なでしこ」、麦・もんもん病児保育室、ここいこ すまいるるーむ及び保育所等の一時預かりをご利用の際に、幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定を受ける必要があります。詳しくは、利用案内の29~30ページをご覧ください。

子育て支援事業実施一覧表
(令和7年9月1日現在の情報)

区分	地区	市番	施設名	電話※1	開放保育	●は一時預かり無償化の対象施設	一時預かり料金	延長保育料金 (在園児が開所時間内で認定時間を越えて利用する場合の料金)
私立	神田 岡崎 城島	1	横内保育園	55-2188	毎週火 9:30~11:00	●	0・1歳児：500円/時間 2歳児：450円/時間 3~5歳児：400円/時間 ◎昼食代：350円/食 ◎おやつ代：50円/日	100円/10分
		2	ゆうかり保育園	58-7220	保育士と親子で遊ぶ【コアラッコ】 毎月1回(4、8月除く) 10:00~11:00 ※日程はHPを確認してください。	●	0歳児~2歳児：600円/時間 3歳児以上：500円/時間 ◎昼食代：250円/食 ◎おやつ代：50円/日	100円/10分
		3	認定美里・柿の美こども園	55-3830 54-6678	毎週水~金 10:00~12:00	●	0~5歳児：700円/時間 ◎昼食代：400円/食 (おやつ代含む) ※昼食代：450円/食 令和8年4月から変更予定	360円/30分
		4	認定こども園 大神美里幼稚園	54-3288	毎週月~金 10:00~12:00	●	700円/時間 ◎昼食代：400円/食 (おやつ代含む) ※2	360円/30分
		5	認定こども園 神田幼稚園	55-0841	毎月1回 10:30~12:00 詳細は園にお問い合わせください。	●	在園児にのみ実施しています。 詳細は園にお問い合わせください	100円/30分
	大野 豊田	6	八幡保育園	21-0084	毎週火 9:30~11:00	●	0歳児：500円/時間 1・2歳児：400円/時間 3歳児以上：300円/時間 ◎昼食代：300円/食 ◎おやつ代：50円/日(1歳児以上)	100円/10分
		7	愛・八幡保育園	20-2080	毎週水 9:30~11:00		0歳児：500円/時間 1・2歳児：400円/時間 3歳児以上：300円/時間 ◎昼食代：300円/食 ◎おやつ代：50円/日(1歳児以上)	100円/10分
		8	中原保育園	32-8600	毎週木 9:30~11:00		1・2歳児：600円/時間 3歳児以上：500円/時間 ◎昼食代：350円/食 ◎おやつ代：50円/日 ※3	100~150円/10分 (時間による)
		9	みどり保育所	35-0015	毎週月 9:30~11:00	●	0~5歳児：500円/時間 ◎昼食代：350円/食(乳児) ◎昼食代：400円/食(幼児)	100円~/10分 (時間による) ※詳細は園にお問い合わせください
		10	みどり保育所分園 ヒッコロ	20-4177	毎週木 9:30~11:00		—	100円~/10分 (時間による) ※詳細は園にお問い合わせください
		11	真土すばる保育園	53-4141	毎週火・木 10:00~11:30	●	0歳児：500円/時間 1・2歳児：400円/時間 3歳児以上：300円/時間 ◎昼食代：300円/食 ◎おやつ代：20円(午前) 50円(午後)	100円~(時間による) ※詳細は園にお問い合わせください
		12	湘南さらら保育園	35-0030	毎週水・金 10:00~11:30	●	0歳児：500円/時間 1・2歳児：400円/時間 3歳児以上：300円/時間 ◎昼食代：300円/食 ◎おやつ代：20円(午前) 50円(午後)	100円~(時間による) ※詳細は園にお問い合わせください
		13	認定こども園 大野幼稚園	21-7302	—	●	在園児にのみ実施しています。 詳細は園にお問い合わせください。	7:30~8:30:100円 16:30~18:30:200円
		14	認定こども園 東中原幼稚園※4	33-4849	未定	未定	未定	未定

※1 平塚市外局番：0463

※2 3歳児から利用可能です。

※3 1歳児から利用可能です。

※4 新園のため未定部分は情報が公開され次第掲載予定です。

令和7年9月1日現在の情報です。上記の料金や時間は変更になる可能性があります。詳細は園にお問い合わせください。

一時預かりを利用する場合は事前に保育所等へ連絡してください。予約が埋まってしまっているなど、受入れができない場合があるため、空き状況の確認をお願いします。

子育て支援事業実施一覧表
(令和7年9月1日現在の情報)

区分	地区	施設名	電話※1	開放保育	●は一時預かり無償化の対象施設	一時預かり料金	延長保育料金 (在園児が開所時間内で認定時間を越えて利用する場合の料金)
私立	C 金田 金田	15 金目保育園	58-1882	毎週月 10:00~11:30 (4月,7月,8月を除く) 詳細は園にお問い合わせください	●	[9:30~15:30] 1・2歳児:500円/時間 3歳児以上:400円/時間 ◎昼食代:300円/食 延長料【9:30以前及び15:30以降】 100円/10分(別途、保育料あり)	※3 100円/10分
		16 金目おむすび保育園	73-7555	—		—	100円/10分
		17 サンキッズ 金田ほいくえん	59-9525	毎週木 9:30~11:30	●	0~2歳児:500円/時間 3~5歳児:300円/時間 【18:00~19:00】 0~2歳児:700円/時間 3~5歳児:400円/時間 ◎昼食代:350円/食 ◎おやつ代:50円/日	100円/20分
		18 認定こども園 さなだ幼稚園	58-0001	—	●	在園児のみに実施しています。 詳細は園にお問い合わせください。	200円~(時間による)
		19 つくし幼稚園	58-7111	毎週月 10:00~11:00 【未就園児クラス】 毎週火・水・木・金 9:30~11:30	●	在園児のみに実施しています。 詳細は園にお問い合わせください。	7:30~8:30、16:30~18:00:100円 18:00~18:30:200円
	d 旭 土沢	20 あさひ保育園	32-2137	毎週水 10:00~11:00	●	0・1歳児:600円/時間 2・3歳児:500円/時間 4・5歳児:400円/時間 ◎昼食代:340円/食 ◎おやつ代:100円/日	100円/10分
		21 大町保育園	58-6662	毎週火 10:00~11:00		—	100円/10分
		22 いずみ保育園	31-3421	毎週月 9:30~11:30	●	0歳児:600円/時間 1・2歳児:500円/時間 3歳児以上:400円/時間 ◎昼食代:300円/食 ◎おやつ代:50円/日	100円/15分
		23 高村保育園	34-2526	毎週第2・4火 10:00~11:30	●	0・1歳児:500円/時間 2歳児:450円/時間 3~5歳児:400円/時間 ◎昼食代:350円/食 ◎おやつ代:50円/日	100円/10分
		24 湘南みらい保育園	37-1711	毎週火・木 10:00~11:30	●	0歳児:500円/時間 1・2歳児:400円/時間 3歳児以上:300円/時間 ◎昼食代:300円/食 ◎おやつ代:20円(午前) 50円(午後)	100円~(時間による) ※詳細は園にお問い合わせください
		25 平塚めぐみこども園	32-3422	未就園児親子教室 火・水・木 10:30~11:30 詳細はホームページをご覧ください	●	在園児のみに実施しています。 詳細は園にお問い合わせください。	※2 100円/10分
		26 清水学園付属幼稚園	58-8080	【未就園児教室】 毎週火 10:00~11:00 11:00~12:00 詳細はホームページをご覧ください	●	在園児のみに実施しています。 詳細は園にお問い合わせください。	100円/1時間

※1 平塚市外局番:0463

※2 3歳児から利用可能です。

※3 1歳児から利用可能です。

令和7年9月1日現在の情報です。上記の料金や時間は変更になる可能性があります。詳細は園にお問い合わせください。

一時預かりを利用する場合は事前に保育所等へ連絡してください。予約が埋まってしまっているなど、受け入れがけない場合があるため、空き状況の確認をお願いします。

子育て支援事業実施一覧表
(令和7年9月1日現在の情報)

区分	地区	施設名	電話※1	開放保育	●は一時預かり無償化の対象施設	一時預かり料金	延長保育料金 (在園児が開所時間内で認定時間を越えて利用する場合の料金)
私立	平塚(北)	27 平塚保育園	22-7771	—	●	0・1歳児：500円/時間 2歳児：450円/時間 3～5歳児：400円/時間 ◎昼食代：350円/食 ◎おやつ代：50円/日	100円/10分
		28 柳町保育園	31-0880	毎月第4火 10：00～11：00	●	0・1歳児：500円/時間 2歳児：450円/時間 3～5歳児：400円/時間 ◎昼食代：350円/食 ◎おやつ代：50円/日	100円/10分
		29 明石町保育園	21-0789	—	—	—	100円/10分
		30 しらゆり保育園	32-0821	—	—	—	100円/10分
		31 富士見保育園	33-3411	毎週月 9:30～11:30	●	0歳児：600円/時間 1・2歳児：500円/時間 3～5歳児：400円/時間 ◎昼食代：300円/食(乳児) 300円/食(幼児) ◎おやつ代：50円/日	100円/15分
		32 湘南平塚あゆみ保育園	24-3751	—	—	—	200円/30分
		33 くまのこ保育園	75-9631	—	—	—	250円/30分 2,000円/月
	34 サン・キッズ湘南	25-1019	毎週月 9:30～11:30	●	【月～土、7:00～18:00】 0～2歳児：500円/時間 3～5歳児：300円/時間 【月～土、18:00～20:00】 0～2歳児：700円/時間 3～5歳児：400円/時間 【休日保育、8:00～18:00】 0～2歳児：700円/時間 3～5歳児：500円/時間 ◎昼食代：350円/食 ◎おやつ代：50円/日	0～2歳児：300円/30分 3～5歳児：150円/30分	
	35 認定こども園道和幼稚園	31-0595	—	—	●	在園児のみに実施しています。 詳細は園にお問い合わせください。	450円/日
	36 まなびの森保育園平塚	86-6959	—	—	—	2,500円/30分(月極) 500円/30分(スポット)	
	37 認定こども園なでしこ幼稚園※4	31-2471	未定	未定	未定	未定	
	平塚(南)	38 もんもん保育園	20-8221	月に1回 10:00～11:00 詳細は園にお問い合わせください。	●	0～2歳児：600円/時間 3～5歳児：400円/時間 ◎食事代：250円/食(乳児) 300円/食(幼児)	18:01～19:00 100円/10分 19:01～20:00 1,000円/30分
		39 苗・もんもん保育園	21-9117	毎週水 10:00～11:00 (※要予約)	●	【月～金、8:00～22:00】 0～2歳児：600円/時間 3～5歳児：400円/時間 ◎昼食・夕食代：250円/食(0～2歳児) 300円/食(3～5歳児)	10:00～11:00 4,000円/月 9:00～11:00 7,000円/月 8:00～11:00 10,000円/月 7:00～11:00 13,000円/月
		40 花・もんもん保育園	20-5887	毎週水 10:00～11:00 (※要予約)	—	—	18:00～19:00 100円/10分 詳細は園にお問い合わせください
41 サカキ 平塚マリーナ		20-5240	毎週火 9:45～11:00	●	【7:00～18:00】 0～2歳児：500円/時間 3～5歳児：300円/時間 【18:00～20:00(土～19:00)】 0～2歳児：700円/時間 3～5歳児：400円/時間 ◎昼食代：350円/食 ◎おやつ代：50円/日 ◎補食代：103円/食	0～2歳児：300円/30分 3～5歳児：150円/30分	
42 花水さくら保育園		86-6646	毎週水木 10:00～11:30	●	0歳児：500円/時間 1・2歳児：400円/時間 3歳児以上：300円/時間 ◎昼食代：300円/食 ◎おやつ代：20円(午前) 50円(午後)	100円～(時間による) ※詳細は園にお問い合わせください	
43 (仮称)はぶりか保育園平塚駅南※4		045-594-8945※5	未定	未定	未定	未定	

※1 平塚市外局番：0463

※2 3歳児から利用可能です。

※3 1歳児から利用可能です。

※4 新園のため未定部分は情報が公開され次第掲載予定です。

※5 開園準備期間中の問い合わせ先になります。施設の問い合わせ先については今後掲載予定です。

令和7年9月1日現在の情報です。上記の料金や時間は変更になる可能性があります。詳細は園にお問い合わせください。

一時預かりを利用する場合は事前に保育所等へ連絡してください。予約が埋まってしまっているなど、受け入れができない場合があるため、空き状況の確認をお願いします。

子育て支援事業実施一覧表
(令和7年9月1日現在の情報)

区分	番号	施設名	電話※1	開放保育	●は一時預かり無償化の対象施設	一時預かり料金	延長保育料金 (在園児が開所時間内で認定時間を越えて利用する場合の料金)
小規模	44	サンライズキッズ保育園平塚園	050-5807-2296	—		—	500円/30分
	45	錦町保育園あねら	86-6680	毎月第3火 10:00~11:00 要予約 雨天中止	●	0・1歳児：500円/時間 2歳児：450円/時間 ◎昼食代：350円/食 ◎おやつ代：50円/日	100円/10分
	46	松風・もんもん保育園	20-8681	—		—	100円/10分
	47	ほとふ平塚	20-8247	—		—	500円/30分
	48	HANAみらい愛育園 東真土	72-8899	—		—	250円/15分
	49	MIRATZ湘南平塚保育園	73-9055	—		0歳児のみ 1時間 1,000円 3時間 2,700円 5時間 4,000円 1日(最大8時間) 5,000円 延長30分毎 500円 昼食代(ミルク含む) 500円	2,500円/30分(月極) 500円/30分(スポット)
	50	ミルクホーム平塚園	21-7221	—		—	500円/30分
	51	はぶりか保育園平塚	74-6105	—		—	100円/10分
公立	A	神田保育園	55-1071	毎週火 9:30~11:30		—	100円/20分
	B	若草保育園	54-0221	毎週木 9:30~11:30		—	100円/20分
	C	大神保育園	55-6620	毎週水 9:30~11:30		—	100円/20分
	D	吉沢保育園	58-0412	毎週木 9:30~11:30		—	100円/20分
	E	南原保育園	31-5993	毎週火 9:30~11:30		—	100円/20分
	F	しらさぎ保育園	31-2622	毎週火 9:30~11:30		—	100円/20分
	G	夕陽ヶ丘保育園	21-0059	毎週水 9:30~11:30		—	100円/20分
	H	港こども園	22-4189	毎週木 9:30~11:30		在園児のみに実施しています。 詳細は園にお問い合わせください。	100円/20分

※1 平塚市外局番：0463

※2 3歳児から利用可能です。

※3 1歳児から利用可能です。

令和7年9月1日現在の情報です。上記の料金や時間は変更になる可能性があります。詳細は園にお問い合わせください。

一時預かりを利用する場合は事前に保育所等へ連絡してください。予約が埋まってしまっているなど、受入れができない場合があるため、空き状況の確認をお願いします。

保育所（園）等入所申込書 兼 子どものための教育・保育給付認定申請書

8

太線の枠内のみ記入してください。

(提出先) 平塚市長
次のとおり、保育所等への入所申込み及び子どものた

保育所のことで市からご連絡する際の電話番号を
優先連絡先 に記入してください。

保護者 (申請者)	住所	〒	平塚市	氏名	電話	年	月	日
		優先連絡先 (父 母 自宅)	連絡先 (父 母 自宅)					

区分	氏名	性別	生年月日	4月1日現在 年齢	個人番号(マイナンバー)
申込 (申請) 児童	フリガナ	男・女	令和 年 月 日	歳	
	フリガナ	男・女	令和 年 月 日	歳	
	フリガナ	男・女	令和 年 月 日	歳	

昨年の1月1日に住んでいた市区町村 平塚市 [都道府県 市区町村]
 今年の1月1日に住んでいた市区町村 平塚市 [都道府県 市区町村]

保育の実施を希望する期間
希望認定開始年月日¹ 令和 年 月 1 日 から (令和 年 月 日 ・ 小学校就学前) まで

希望園		見学済/未/予定	希望順位	見学済/未/予定
第1希望			第6	
第2希望			第7	
第3希望			第8	
第4希望			第9希望	
第5希望			第10希望	

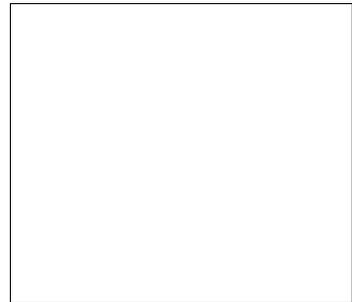
希望する順位が高い園から調整します。
希望園に記入のある園のみ調整します。
送り迎えが可能かどうか、希望の条件に合うか
ご確認のうえで記入してください。

区分	氏名	申込児童との続柄	生年月日	年齢	職業、学校、 保育所等の名称	個人番号(マイナンバー)	
入所児童の 家庭の状況	保護者(2)及び同居者(3)	父	大正 昭和 平成	年 月 日	歳		
			大正				
			昭和 平成 令和	年 月 日	歳		
			大正 昭和 平成 令和	年 月 日	歳		
			大正 昭和 平成 令和	年 月 日	歳		

下記の場合は同一世帯となります。同居者の欄に記入してください。
住民票上の世帯が別でも住所が同一の場合(二世帯住宅含む)。
単身赴任中の場合
事実上婚姻関係のある場合

1 認定の変更については月単位での変更となります。原則として申請書が提出された翌月1日より認定が変更されます。
2 事実上婚姻関係がある場合及び生計を一にしている場合は保護者とみなします。
3 祖父母等世帯が別でも住所が同一の場合は、原則として同居とみなします。

受付		システム入力		保育料	
令和 年 月 日 (受付者)		/		/	
入所日		施設コード		入所保育所等	
令和 年 月 1 日					
内定連絡		辞退		取下げ	
/		/		/	



裏面あり

別居の祖父母	続柄	氏名	年齢	住所	電話番号
	父方	祖父	歳		
		祖母	歳		
	母方	祖父	歳		
祖母					

保育を必要とする理由を証明できる書類（6ページ参照）が必要です。求職活動中の方は提出不要です。

保育を必要とする事由	父	母
	<input type="checkbox"/> 就労（復職・内定） <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 求職 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 就労（復職・内定） <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 求職 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> その他（ ）

就労・就学を選択された場合及び出産予定がある場合は下記（就労形態から通勤・通学時間）もご記入ください。

就労形態	正社員・自営・派遣・パート・アルバイト	正社員・自営・派遣・パート・アルバイト
	契約社員・非常勤・その他（ ）	契約社員・非常勤・その他（ ）
就労(学)先 名称・所在地	名称： 所在地：	名称： 所在地：
	就労(学)日数 就労(学)時間	就労(学)日数 就労(学)時間
通勤・通学 時間	片道 時間 分 交通手段（ 徒歩・自転車・自動車・電車・バイク・バス ）	片道 時間 分 交通手段（ 徒歩・自転車・自動車・電車・バイク・バス ）
	出産予定	必ず記入してください。 無・有（予定日： 年 月 日）

希望認定時間	<input type="checkbox"/> 保育標準時間（最長11時間） ・ <input type="checkbox"/> 保育短時間（最長8時間） 求職活動での申請については保育短時間のみになります。 原則として1か月で120時間以上、就労、就学、介護・看護する方について、標準時間の認定が希望できます。
--------	--

別居の保護者の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（父・母）（住所： ）
ひとり親家庭の状況（4）	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 離婚調停中 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 死別（届出年月日： 年 月 日）
生活保護の適用の有無（5）	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（生活保護開始（申請）日： 年 月 日）
在宅障がい者（児）の有無（6）	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（氏名： ）

- 4 離婚調停中の場合は、その事実を証明できる書類を提出してください。
- 5 「あり」の場合は、生活保護の申請書類を提出してください。
- 6 「あり」の場合は、身体障害者手帳を提出してください。

【育児休業中に申込みの方へ】

【入所意思の確認（7）】必ず下記の注釈（7～9）をよくご確認のうえチェックをしてください。なお、育児休業給付金や育児休業の延長手続きの際に、入所申込書の写し（表裏両面）が必要となる場合がありますので、必要な方は申込みの前に写しの保管をお願いします。

<input type="checkbox"/> 今すぐ入所を希望（8）	<input type="checkbox"/> 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる（9）
--------------------------------------	--

- 7 入所意思に変更がある場合は、各月の申込締切日までに「保育所（園）等申込変更申請書」をご提出ください。
- 8 「今すぐ入所を希望」にした場合でも、利用調整の結果、希望時期に入所できず保留（待機）となる可能性もあります。あらかじめご承知おきください。
- 9 利用調整の際、基準点数を0点で調整しますが、入所内定となる場合があります。

私は、保育所等入所申込みに伴い、下記について同意します。 1 保育所等入所や施設型給付費・地域型保育給付費等（以下、給付費等）の支給に必要な住民記録、税などの情報について、平塚市の利用を認めること。 2 住民記録、税、その他保育所等入所及び給付費等の支給に必要な情報について、保育所等に提供すること。 3 保護者の税情報が確認できない場合、平塚市子ども家庭課に提出した所得証明書を参照及び他市町村に確認を要すること。 4 平塚市が給付費等の教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報（同居親族を含む。）を照会すること。市内の同意事項についてよくお読みいただいたうえでご署名をお願いします。 5 本申込みは、保護者全員の同意を得たうえでの申込みであること。	保護者氏名
--	-------

保育所(園)等入所申込調査書

【申込児童の保育の現況】 該当する にチェック及び記入をしてください。

- 自宅で保育している
- 保育施設に預けている（施設名 _____）
（退所予定の場合、退所予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日）
- 一時預かり等を利用している（施設名 _____）
- その他（ _____ ）

※申込児童が認可外保育施設等を月に 60 時間以上有償で利用している場合、保育料等記載書類）をご提出ください。

申込児童以外のお子さんが、幼稚園等の施設に通っている場合、保育料の軽減を受けることができます。詳しくは、7 ページの「⑤保育所等以外の施設を利用している就学前の児童がいる方」をご確認ください。

【申込児童以外の（就学前の）兄弟姉妹の保育の現況】

- | | |
|------------------------------------|--|
| 幼稚園・保育所・企業主導型保育施設等に
入所している児童の有無 | <input type="checkbox"/> いない
<input checked="" type="checkbox"/> いる（名前： 平塚 花子 施設名： ○○幼稚園 _____） |
|------------------------------------|--|

【育児休業からの復職を理由に入所申込をする場合】 該当する にチェック及び記入をしてください。

- | | |
|-------------------|---|
| 育児休業期間に入所できなかった場合 | <input type="checkbox"/> 復職する（ _____ 年 _____ 月 _____ 日から）
<input checked="" type="checkbox"/> 育児休業を延長する（ 令和8年8月30日まで ） |
|-------------------|---|

※ご提出いただいた就労証明書の「16 育休延長可否」の内容と一致するように記入してください。

【求職活動を理由に入所申込をする場合】 該当する にチェック及び記入をしてください。

- | | |
|------------------|--|
| 現在、求職活動を行っていますか？ | <input type="checkbox"/> インターネット・求人誌等で仕事を探している
<input checked="" type="checkbox"/> ハローワークや派遣会社に登録して仕事を探している
<input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
<input type="checkbox"/> 保育所等に入所後、求職活動を行う |
|------------------|--|

【同時に2人以上の入所申込をする場合】 該当する にチェックをしてください。

- | | |
|--------------|--|
| 同時に入所ができない場合 | <input type="checkbox"/> 1人だけでも入所を希望する
<input type="checkbox"/> 入所を希望しない |
| 別々の施設に内定した場合 | <input type="checkbox"/> 別々の施設でも入所を希望する
<input type="checkbox"/> 入所を希望しない |

※上記は同時入所や同園入所ができない場合の希望です。利用調整では、まず同時に同園に入所可能であるか確認しています。（兄弟姉妹で希望園の順位をそろえる必要があります）。

※兄弟姉妹で同じ施設を希望し、先に1人だけでも入所を希望される場合は、1人目の入所が決定した場合、次月からの利用調整は2人目以降の希望園は1人目が入所した保育所等のみでの調整となります。

【施設等利用給付認定について】 ※詳細は保育所等利用案内29、30ページをご確認ください。

- | | |
|---|--|
| 入所保留となった場合の
一時預かり事業や認可外
保育所等の利用予定 | <input type="checkbox"/> 利用予定あり ⇒ 別途申請が必要です。 <input type="checkbox"/> 利用予定なし |
|---|--|

※利用調整の結果、入所保留となった場合、一時預かり事業や認可外保育所等を利用予定で、施設等利用給付認定希望がある方は別途申請が必要です。認定を希望される月の前月末までに「子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書 兼 子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書」と保育が必要な事由を証明するための書類をご提出ください。認定は各月1日からの認定となります。月途中からの認定はできません。

※現在、育児休業期間中の場合は、原則として復職後からの認定となります。

裏面あり

【申込児童の健康調査】 該当する にチェック及び記入をしてください。

ご記入された内容は、利用されている発育・発達に関する相談室や教室等と情報を連携し、保育所等へ提供することがあります。

申込児童氏名 (フリガナ)	平塚 太郎 (ヒラツカ タロウ)	生年月日	令和4年8月15日
成育歴について	<p>【出生時の状況】 <input checked="" type="checkbox"/> 正常分娩 <input type="checkbox"/> 早産 (か月)</p> <p>【身長・体重】</p> <p>出生時：身長 (50 cm) 体重 (3,000 g)</p> <p>現在：身長 (93 cm) 体重 (14 kg)</p>		
乳幼児健診について	<p><input checked="" type="checkbox"/> 受診済み ⇒ ※受診済みの健診にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 未受診</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/> 1か月児健診 <input checked="" type="checkbox"/> 4か月児健診 <input checked="" type="checkbox"/> 8~10か月児健診 <input checked="" type="checkbox"/> 1歳6か月児健診)</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/> 3歳児健診)</p> <p>【健診時の指摘事項】 <input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり ⇒ ※ありの場合は下記に指摘内容を記入してください。</p> <p>(言葉の遅れ)</p>		
発育・発達等について	<p>【首のすわり】 (3 か月頃) 【歩行の開始】 (11 か月頃)</p> <p>【発語】 <input type="checkbox"/> 喃語 <input type="checkbox"/> 単語 <input checked="" type="checkbox"/> 二語文 <input type="checkbox"/> なんでも話せる</p>		
発育・発達に関する相談歴について	<p><input type="checkbox"/> 相談歴なし</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 相談歴あり ⇒ ※下記に詳細を記入してください。</p> <p>【いつ】 (3歳 1か月頃)</p> <p>【相談機関等】</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/> こども発達支援室 くれよん)</p> <p>(<input type="checkbox"/> その他の支援教室等 (教室))</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 現在も利用を継続している 【利用状況】 週・<input type="text" value="1"/>月 <input type="text" value="1"/>回 <input type="checkbox"/> 現在は利用していない</p>		
健康状況について	<p><input type="checkbox"/> 良好</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 持病・治療中の病気がある ⇒ ※下記の該当する<input type="checkbox"/>にチェック及び詳細を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> ぜんそく ※服薬 1日 回/朝・昼・晩・就寝前・発作時 薬の名前：</p> <p><input type="checkbox"/> 心臓疾患 ※服薬 1日 回/朝・昼・晩・就寝前・発作時 薬の名前：</p> <p><input type="checkbox"/> 熱性けいれん ※いつごろありましたか？ (歳頃)</p> <p><input type="checkbox"/> アトピー</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>		
かかりつけの医療機関	<p><input type="checkbox"/> ない</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ある 医療機関名：〇〇小児科 通院頻度： 週・月・<input type="text" value="2"/>年</p>		
アレルギーについて	<p><input type="checkbox"/> ない</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ある ⇒ ※下記に詳細を記入してください。</p> <p>(<input type="checkbox"/> 牛乳 <input type="checkbox"/> 卵)</p> <p>(<input type="checkbox"/> そば <input type="checkbox"/> そろ <input type="checkbox"/> その他)</p> <p>「ある」にチェック<input checked="" type="checkbox"/>した場合、症状や程度 (少量なら問題ない、完全NG等) 詳細について、必ず下記自由記入欄に記載してください。</p>		
除去食について	<p><input type="checkbox"/> 必要なし</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 必要あり ⇒ <input checked="" type="checkbox"/> 食物アレルギー <input type="checkbox"/> 宗教上の理由</p> <p>制限されている食べ物 (パン等、小麦が含まれる食べ物全て 〇〇科の野菜)</p> <p>※除去内容によっては、対応できない場合もあります。事前に必ず入所希望保育所等にご確認ください。</p>		
障がいの有無	<p><input type="checkbox"/> なし</p> <p><input type="checkbox"/> あり (<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 交付申請中 (<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳)</p>		
<p>自由記入欄 (※上記で記入した内容について、入園後、施設側で配慮が必要なことがある場合は必ず詳細についてご記入ください。)</p> <p>3歳児健診にて言葉の遅れの指摘があり、現在月1回くれよんに通所しています。月齢相応の会話は難しいですが、簡単な日常会話であれば理解できます。</p>			

保育所等入所に関する確認書の控え

※下記内容をご確認いただき、裏面保護者署名欄にご署名ください。

申込時

①	入所申込みの有効期間は同一年度内（４月～翌年３月）となります。翌年度（４月以降）は、改めて申込みが必要です。
②	申込時に不足の書類がある場合は、各月締切日（※毎月１５日。１５日が土・日・祝日の場合はその前の営業日）までにご提出ください。締切日を過ぎて提出された書類は、翌月以降の利用調整で有効となります。（利用案内３ページ）
③	申込書や提出書類の内容で不明な点について、ご家庭や職場に電話等で確認をする場合があります。また、入所申込調査書にご記入された内容は、利用されている発育・発達に関する相談室や教室等と情報を連携し、保育所等へ提供することがあります。 入所希望の申込みから決定までの流れ及び注意事項を必ずご確認ください。（利用案内３～４、１７～２３ページ）
④	各家庭の状況（就労、求職、疾病、出産等）により利用調整を行います。保育所等の状況により、すぐに入所することができない場合があります。希望園は１園のみでも申込みできますが、複数園を希望されることをお勧めします。 希望園の追加や変更、希望順の変更をする場合は、各月締切日までに保育所（園）等申込変更申請書を窓口又は電子申請にてご提出ください。電話での受付はできません。 認定こども園を希望される場合は、入園料・制服代等別途諸費用がかかることがあります。詳細は各認定こども園へご確認ください。
⑤	書類の内容に虚偽があった場合には、入所内定及び決定を取消しします。
⑥	入所が保留となった方への入所保留通知の送付は申込初月の利用調整のみとなります。 翌月以降も継続して利用調整を行います。引き続き入所が保留となった場合は通知しません。
⑦	入所内定を辞退した場合、申込みは取下げとなり待機加減も解消されます。翌月以降も利用調整を希望する方は、改めて申込手続きが必要になります。（※４月１次調整で辞退した場合も、２次調整で改めて申込みをすることはできません） なお、辞退した場合、保留通知書は発行されません。
⑧	申込中（保留中）に入所の必要がなくなった場合は、入所申込みの取下げが必要です。速やかに保育課へご連絡ください。
⑨	平塚市で保育所等に入所申込中の方が、平塚市外に転出した場合、申込みは取下げとなります。再度申込みを希望する場合は、転出先の自治体で改めてお手続きが必要です（※平塚市内に月に６０時間以上の就労（学）先があることが必要です）。
⑩	「妊娠・出産」要件での申込みについて 「妊娠・出産」要件で保育所等利用希望が可能な期間は、出産予定月の前月から４か月間です。※予定日よりも出産月が遅れた場合はご連絡ください。 「妊娠・出産」要件が終了後、育児休業を取得する場合、在園中の児童は生まれた子どもが１歳になる月末までは継続して入所することが可能です。育児休業取得期間終了日までに「就労証明書」及び「教育・保育給付認定変更申請書」をご提出ください。
⑪	「求職活動」要件での申込みについて 入所した月を含めて３か月以内に就労を開始し「就労証明書」及び「教育・保育給付認定変更申請書」をご提出ください。期限までに就労が開始できない場合には退所となります。
⑫	「就労先が内定している」状況での申込について 就労開始後に再度「就労証明書」をご提出ください。 保育所等の入所が内定したが、就労予定（内定）先で働かなくなった場合、「求職活動」要件に変更して、保育所等に入所することはできません。利用調整の公平性の観点から、入所日の翌月１５日までに、申込時に提出した「就労証明書」と同等の雇用契約時間で就労を開始しない場合、退所していただくこととなります。
⑬	「育児休業中」での申込について 入所翌月の１５日までに申込時に提出した就労証明書と同じ職場へ復帰し、入所翌月末までに「就労証明書」をご提出ください。 ※証明日が復職年月日以降のものを提出してください。 保育所等の入所が内定したが、復職せずに退職した場合、「求職活動」要件に変更して、保育所等に入所することはできません。 また、出産をする予定があっても、保育所等への入所が内定した場合職場への復帰が必要となります（例：７月出産予定で４月に保育所等に入所が内定した場合は、５月１５日までに復帰）。利用調整の公平性の観点から、入所日の翌月１５日までに、申込時に提出した「就労証明書」と同等の雇用契約時間で就労を開始しない場合、退所していただくこととなります。
⑭	小規模保育事業所を卒園する際、４月入所申込みで連携施設以外の施設に転園申込みをすることはできません。連携施設以外の施設に入所を希望する場合は、新規申込みが必要となります。一旦、連携先施設に入所後、５月入所申込み以降であれば転園申込みが可能です。

入所後

①	保育所等とは、保護者が仕事や病気などの理由でお子さんを家庭で保育できないときに、保護者に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。原則として、仕事が休み等で保育が必要な事由がない日は、ご家庭での保育をお願いします。また、仕事を理由に保育所等をご利用している場合には、勤務終了後には速やかにお迎えをお願いします。
②	保育の必要性の認定で示された時間（保育標準時間・保育短時間）は最大時間であり、実際の利用時間は保育が必要な範囲です。実際の利用時間は、ご家庭の状況等に応じて、入所決定後に施設と保護者が相談のうえ決定します。
③	入所後には、保育所等に慣れるための「慣らし保育」があり、短時間での保育となります。期間は個人差がありますが、約2～4週間程度がかかります。なお、入所日より前に慣らし保育をすることはできません。
④	保育所等の入園については、原則1日入所、末日退園となります。
⑤	2か月に1回以上登園がない場合、退園していただきます。
⑥	住所、氏名及び家族構成等に変更があった場合は、「子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書」（以下、「教育・保育給付認定変更申請書」という。）をご提出ください。 また、再婚等で新しい保護者と同居する場合等は、その新しい保護者の 保育が必要な事由を証明するための書類 をご提出ください。（利用案内6、22ページ）
⑦	離婚調停中の方で、手続きが終了した場合は速やかに保育課にご連絡のうえ、関係書類をご提出ください。
⑧	家族構成等に変更があった際は、保育料等が変更となる可能性があります。その場合、保育料を決定するための書類を別途ご提出いただく場合があります。なお、当該年度は遡って保育料を変更いたします。
⑨	保育所等に在籍中に退職し、保育を必要とする理由を求職活動に変更する場合、退職月の月末までに保育課に連絡の上、「教育・保育給付認定変更申請書」と「退職日証明書類（離職票の写し等）」をご提出ください。 退職後、求職活動を理由に保育所等を継続利用できる期間は3か月間です。 3か月以内に就労を開始し、「就労証明書」及び「教育・保育認定変更申請書」をご提出ください。「 保育標準時間 」と「 保育短時間 」の利用区分は 月単位の変更となります。 月途中での変更や過去に遡っての変更はできません。期限までに就労先が見つからない場合には退所となります。
⑩	退職等、保育の必要な事由が無くなった場合や引っ越し等により保育所等を退所することが確定した場合は、 退所予定月の10日までに退所届 を保育課へご提出ください。また、退所予定月の10日以降に退所が判明した場合には、速やかに保育課へご連絡のうえ、退所届をご提出ください。
⑪	就労等の理由で入所し、その後、出産の予定が生じた場合は、 出産予定日を確認後、 母子健康手帳の写し（保護者氏名・生年月日と分娩予定日が記載されているページ）（※平塚市交付の母子手帳の場合1ページと4ページ） をご提出ください。提出する際は、余白に 保育園に在園中の児童のお名前・生年月日 をご記入ください。出産予定月の前月から4か月間は継続入所が可能となります。（例：10月出産予定→9月～12月末までは「出産」のために保育所等を入所継続が可能） 出産要件の期間終了後も継続して入所を希望する場合には、期間終了までに改めて保育が必要な理由を証明するための書類をご提出ください。（利用案内6ページ）
⑫	保育所等への入所を希望する児童と同一世帯に多子軽減対象施設に在籍している就学前（小学校入学前）の児童がいる場合、保育所等入所後2人目以降の保育料等を軽減します。詳細は、利用案内7ページにてご確認ください。
⑬	保育料は必ず期限までに納付してください（納入期限は毎月末日です。ただし、末日が土・日・祝日の場合は翌営業日となります）。 保育料の月額 は、都合により登園されなかった場合の日割り計算はしません。保育料を滞納した場合、滞納処分の対象となります。
⑭	市民税額が未確定（令和7年9月～令和8年8月の保育料は令和7年度市民税額、令和8年9月～令和9年8月の保育料は令和8年度市民税額を基に算定） の場合には、最高額で保育料を請求いたします。市民税額が確定後に遡って当該年度までを限度として保育料を変更しますが、変更には時間がかかる場合があります。未申告等により市民税が確定していない場合は速やかに税申告の手続きを行ってください。外国から平塚市に引っ越してきた方で、国外在留時に収入があった方は別途収入を証明する書類が必要になります。
⑮	保育料及び副食材料費は「口座振替」の利用を推奨しております。（引き落とし日は毎月末日です。ただし、末日が土・日・祝日の場合は翌営業日となります） 「口座振替依頼書」の提出をお願いします。 なお、兄弟姉妹が入所している等の理由により、既に口座登録が済んでいても再度登録の手続きが必要となる場合があります。また、登録の際は「口座振替依頼書」「預（貯）金通帳」「印鑑（通帳届出印）」を持参し、取扱金融機関で手続きをしてください。（※「納税（入）通知書」は不要です。）
⑯	平塚市内の保育所等に在籍中で、平塚市外に転出する場合、就労(学)先が平塚市内にしなければ継続して入所することができません(平塚市内に住民登録している、若しくは、平塚市内に就労先があることが必要です)。ただし、5歳児クラスの児童の場合は保護者の就労(学)先問わず入所継続が可能です。在園継続をご希望の場合は、必ず転出前に保育課までご連絡ください。

保護者署名欄	本確認票に記載された各事項を確認いたしました。 令和 年 月 日 保護者氏名
--------	---



申込み・問合せ先

平塚市 健康・こども部 保育課 保育担当

〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号

TEL 0463-21-9612 (直通) FAX 0463-21-9738

市ウェブサイト：申込に必要な書類 より申請書等がダウンロードできます

右の二次元コードからアクセスできます。

